

565

49

廣瀬武郎述

健康保險の話

合資  
會社  
齒  
科  
學  
報  
社



始





廣瀨武郎述

健康保險の話

合資  
會社  
齒  
科  
學  
報  
社

大正  
15. 10. 19  
内交

## 序

健康保険法の實施は醫師及齒科醫師の業務上に急激なる大變革を來すものである。而かも實施の期日は諸君の眼前に切迫し來つて居る。諸君は如何なる準備を以て之に參與せんとせらるゝか。先づ此の勞働立法に對する充分なる智識を會得することが當面の最大急務であらうと思ふ。

本書は今より三十年前高野房太郎、片山潜氏等と日本最初の勞働運動に參畫して勞働問題に對して造詣深き廣瀨武郎氏が筐底深く藏する造詣の片鱗を提供せられたるものであるが、産業革命——勞働問題等より説き起して、社會保險や共濟組合の發達に關する歐洲の先例を述べて我國の健康保險法に及び、特に醫療給付に就ては剩す所なく縦横に詳説せられて居る。本書を一讀すれば何人も健康保險法の全般を會得することが出来る。

卷末には各醫師會の陳情書と、健康保險法、全施行令、全施行細則等が掲載せられてゐる。

( 1 )

大正十五年九月

齒科學報社

目次

- 一、労働問題……………一
- 一、労働問題と社会制度……………二
- 一、労働問題と社会政策……………四
- 一、社会保険の定義……………五
- 一、社会保険の種類……………七
- 一、社会保険の特色……………八
- 一、共济組合の疾病保険……………九
- 一、健康保険法の制定……………九
- 一、健康保険法の要旨……………一〇
- 一、健康保険法の二大目的……………一一
- 一、其他の總則的規定、報酬の定義……………一三
- 一、被保険者……………一六
  - 强制被保険者——任意被保険者——任意包括加入者——任意繼續加入者
- 一、保険者……………一九

政府保険局——健康保険組合

- 一、保険給付……………三三
- 療養の給付——傷病手当金——死亡に對する埋葬料の給付——分娩の給付——出産手当金
- 第一回國際勞働會議に於ける條約案
- 一、保險給付に關する特典……………三四
- 一、保險料……………三四
- 勞資折半主義——國庫の補助……………三五
- 一、健康保險審査會……………三五
- 第一次健康保險審査會——第二次健康保險審査會——第三次健康保險審査會……………三五
- 一、療養給付と醫師……………三九
- 一、日本醫師會の陳情書……………四一
- 一、大阪府醫師會の陳情書……………四四
- 一、日本聯合齒科醫師會の陳情書……………四八

附 錄

- 一、健康保險法……………五九

- 第一章 總則……………五九
- 第二章 被保險者……………六〇
- 第三章 保險者……………六三
- 第四章 保險給付……………六四
- 第五章 費用ノ負擔……………六六
- 第六章 審査ノ請求、訴願及訴訟……………七〇
- 第七章 罰則……………七〇
- 一、健康保險法施行令……………七一
- 第一章 總則……………七一
- 第二章 被保險者……………七六
- 第三章 健康保險組合……………七六
- 第四章 保險給付……………八五
- 第五章 費用ノ負擔……………八九
- 第六章 審査ノ請求及訴願……………九一
- 一、健康保險法施行規則……………九五
- 第一章 總則……………九五

第二章 被保険者……………九六

第三章 健康保険組合……………一〇〇

第四章 保険給付……………一〇四

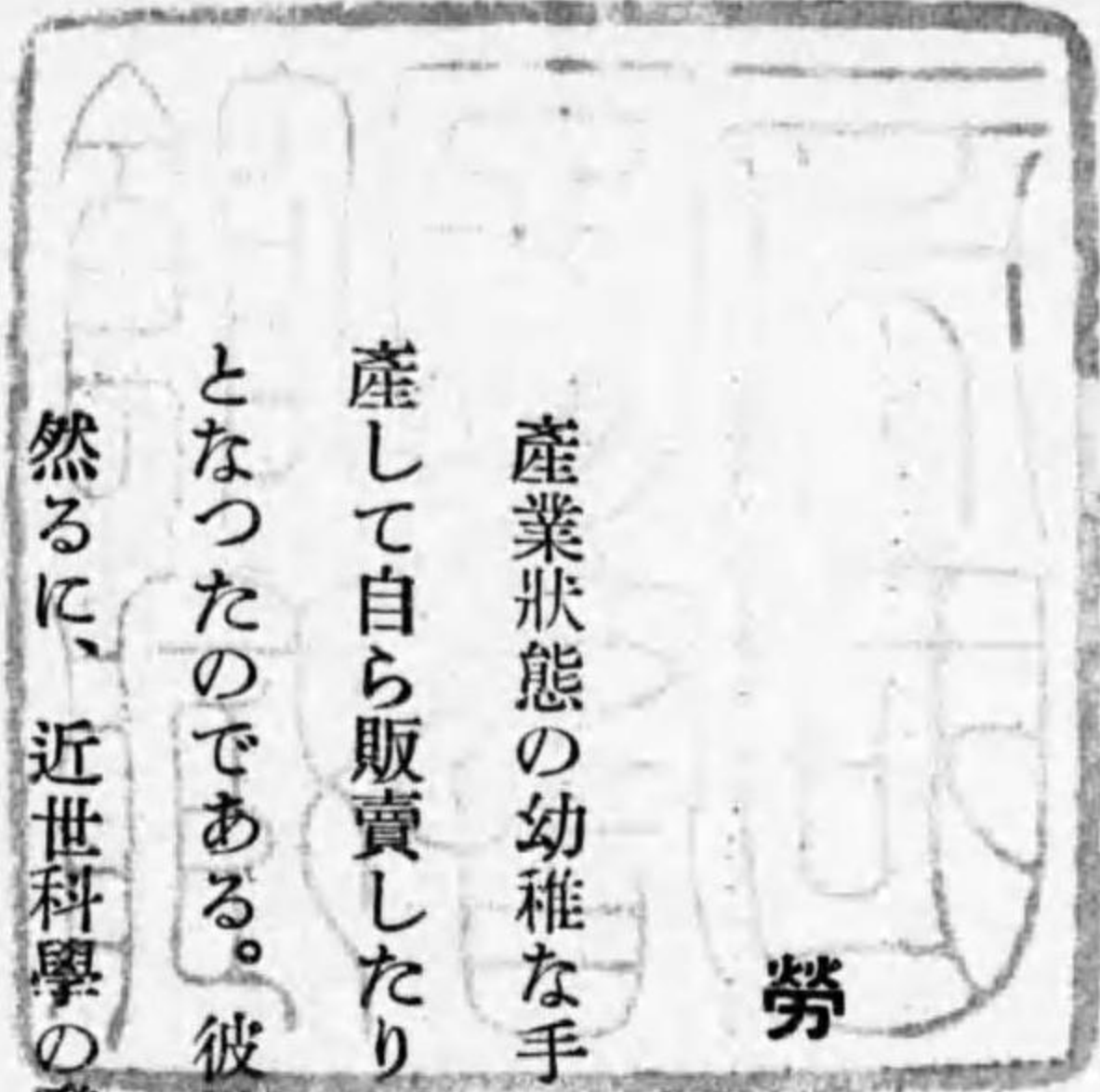
第五章 健康保険法第八十條ノ審査手續……………一一三

第六章 罰則……………一二四

# 健康保険の話

廣瀬 武郎 述

## 労働問題



産業状態の幼稚な手工業時代には、生産は親方が其配下に數人の徒弟を有して、仕事場で毎日生産して自ら販賣したり又は他人に販賣せしめて、日々の生活を送り、やがて徒弟が成長して又親方となつたのである。彼様な生産組織の下には労働問題は決して起らない。

然るに、近世科學の發達と共に、種々なる器械が發明せられて、手先の工業は機械の工業となり、大規模の工場組織が起つた。即ち家内工業時代、手工業時代に、次で現れたる科學工業時代は、人類世界に大變化を齎して産業上の革命となつたのである。

( 1 ) 科學工業の發達と共に、資本家と労働者といふ階級が對立するやうになつた。賃本家は労働者の

顔を知らず、労働者は資本家の名も知らぬといふ、昔の人には想像も及ばぬ状態となつて來た。加ふるに生産品に對する市場の世界的開發と、生産の激増に伴ふ富の集積、然かも其集積が社會の一部に偏在せるが爲めに生じたる貧富兩階級の對立、所謂「持つもの」と「持たぬもの」との間の階級的罅隙は一層甚しきを加へたので、之が即ち労働問題の起つた原因である。

されど、労働問題は、決して個々の資本家が儲け得る組織の下に於て儲けるのが悪いといふのではない。其れは個々の資本家を目當としたる問題ではないからである。労働問題は資本家のみならず都合にして労働者に不都合であるやうな、労働條件を労働者が守らねばならぬ制度其物に就ての問題である。斯様な制度を改めて、労働者の生活状態を改善し、精神的向上を促して、國民全體の文化を進めてゆかうといふ切實なる時代の要求である。

### 労働問題と社會制度

要するに労働問題とは、現代の社會制度の缺陷に對する改造の要求である。現代の社會組織は、第一に労働者に對して著しく分配の不公平を認めぬ譯にはゆかぬ。日夕營々として労働に従事

しながら、其得る所の賃銀は、尙自己の生活を全うすることは出來ない。漸く 日の生活を辛うじて繋ぎ得る状態である。従つて壯年時代の収入を以て、老後の所得の減少した時代に處する餘裕を得ることが出來ない。自分の子供を教育して次の時代の有要なる國民とすることが出來ない。

現代の社會に於ては多くの仕事が大規模になつて居るから、労働者は自ら事業經營の主宰者となる地位に立つ樂みがない。労働者が賃銀の一部を貯金した位では、辛苦こそ大なれ、終生を費すも資本家たるの地位に進むことが出來ない。加るに其日常の生活は、機械の發達と分業の應用の結果、極めて無趣味單調となり、以前の手工業時代の如く、仕事自身に興味を覺ゆるといふことが甚だ少ない。又た資本家に對しては、財産保護の法制がある。財産相續法は其資本家の財産を其子其孫と世襲的に受繼かして居るから、一旦父祖に富豪を持つものは、永久に其他位を占有することが、どんな馬鹿でも出來るのであるが、子供は元來親を選んで生れる自由を有さぬから、反對に労働者を親に持つたものは、子々孫々労働者の地位に甘んぜなければならぬ。

労働運動は、實に之れ等の不合理、不公平なる制度を打破せんが爲めに起つた運動である。斯く

する中に産業革命の論理的結論は、今回の歐洲大戦争を發生せしむるに至つた。歐洲大戦争は、軍人階級や、資本家階級のみで行はれ得る仕事ではなかつた。嘗に國內の總動員のみ止まらずして全人類、即ち國際的總動員を餘儀なくせしめた。例へ戦争の原因に關しては、民衆は何等の責任を有せないとしても、戦争執行の實際的擔當者は民衆其れ自身であつたと謂ひ得る。斯の如く國民の總てが參加したといふ點から觀れば、歐洲大戦は慥かに民衆の大事業であつた。加ふるに、各國共に戦争の目的を發明して、最初進まなかつた民衆を煽動して戦線に立たしめたのであるから、戦争文化は必然的に民衆的色彩を帶ぶるに至つたのである。猶其上に、戦後に於ける物價の暴騰と生活の壓迫とは、各國の労働運動をして一層白熱せしめたのである。

### 労働問題と社會政策

個人に病氣がある如く社會にも病氣がある。貧乏と罪惡とは現代社會の二大疾病である。殊に貧乏は社會問題の主要なる研究題目であつて、如何にして人類社會を貧乏といふ疾病から救濟せんか。といふのが、重要な當面の大問題である。

醫師が個人の疾病を治療するが如く、慈善事業や教育事業、又は健康保險、失業保險、老廢保險の如き社會保險の制度を實施して現在の社會制度の缺陷を徐々に漸進的に改善して行かうといふ方法を、社會政策若くは社會改良主義といふので、要するに社會的疾を治療する一方法に外ならぬのである。

ビスマルクは「労働者が身體健全なる限り彼等に労働の權利と機會を與へよ。若し病患の襲ふあらば速かに醫療保全の道を盡せ。而して老衰再びなきの時たらば養老保護の手段を講ぜよ。かくして國家が多少なりとも労働者階級の爲めに、基督教徒らしき仕事をしてやるならば、かの社會主義者等が奏する妖音樂の如きは冷笑の裡に聞き流さるゝに至らむ。」といふ温情主義を主張して各國共に之を採用するに至つた。當時獨乙に於ける労働運動は、かの有名なる鐵血宰相ビスマルクをして、竟に社會政策の實行を餘儀なくせしめたのである。

労働問題に限らず、總ての社會問題の根本は、皆經濟生活の問題に歸着する。抑も、國家は其構成分子たる國民の安寧幸福を計る爲めに組織されたる團體であるから、労働者及び他の一般少額所得者の經濟生活を安定ならしめ、總ての國民に安心立命を與へ總ての同胞に生きるに値する人生を



送らしむる爲めには、先づ其物質生活を充實せしめねばならぬ。「衣食足つて禮節を知る」精神的生活は、常に物質的生活の基礎の上に築かれるものである此意味に於て労働者の生活を安定ならしむることは、労働問題解決の鍵であり、社會政策上の重要問題である

### 社會保險の定義

社會保險とは、労働者階級を初め一般少額所得者の生計を安定せしむることを目的とした保險である。歴史的に研究すると、社會保險は初め労働者のみを被保險者とする保險であつたが、其他の官吏、事務員、技師、小商人、の如き精神労働者も、特に高級のものを除きては勤勞を唯一の資源として生活する點に於て、筋肉労働者と差異はない。學校教職員等其他の所謂自由職業に従事するものも事情は同様である。故に最初労働者を中心として起つた労働保險も其發達につれて次第に其範圍を擴め、遂に總ての少額所得者を悉く包含するやうになつて來た。歐米では労働保險といふ名稱は、實に副はないから既に廢れて、今日では一般に社會保險と呼ぶやうになつて居る。要するに中流以下の階級の爲めになる保險、換言すれば社會政策上の重要なる一手段として行はれる保險と

いふ意味である。然しながら問題の中心となるものは矢張労働者であるから、之を労働保險と呼ぶも、社會保險と呼ぶも、其精神に大差はない。我國でも最初は労働保險と呼ばれて居たが、今日では法律上でも社會保險と言はれて居る。

### 社會保險の種類

社會保險の人身に關する事故は、

一 疾病。二 負傷。三 出産。四 癱疾。五 老衰。六 死亡。七 失業。八 結婚。九 徴兵。十 教育。

等であるが、通例疾病乃至失業の七種だけを指すのである。其他の結婚、徴兵、教育に要する費用に備へる爲めの保險は、通例は未だ社會保險中に包含されて居ない。現在では社會保險といへば、疾病、負傷、出産、癱疾、老衰、死亡、失業、の七種の事故に對するものと一般に限定されて居る。之等の事故は、勞力を唯一の資源として生計を營む労働者、及其生計の状態を同じくする人々に取つては、其収入の源を妨げ、其生活の安定を破り、労働者及其家族をして生計困難に陥らしむるものであるから、之等の場合に備ふる爲めの保險は、一般中産以下の勤勞所得に依つて生計を立

つる人々に取つては必要缺くべからざるものである。

### 社會保險の特色

社會保險は、普通の保險に比すれば種々なる特色を以て居るが、其主なるものは左の四つである。

- 一 強制
- 二 補助
- 三 廉價
- 四 豫防設備

(一) 強制 社會保險は必ずしも強制的のものではない。任意主義の場合もあるが、歐洲諸國では、次第に法律を以て強制するやうになつて來た。其理由は小學教育を國民に強制すると同様である。

(二) 補助 普通保險は保險料の全部を被保險者が負擔するのであるが、社會保險は雇主又は政府が保險料の一部を負擔するのである。

(三) 廉價 共濟組合、又は政府保險局で非營利的事業として行ひ、登録税、郵便税等を免除される特典があるから経費が節約されて財力乏しき多數の労働者が負擔を軽減することが出来る。

(四) 豫防設備 社會保險は國家が社會政策上實行する重要な政務であるから、單に強制して保險

を實行するだけに止まらず、事故の發生を未然に豫防する施設に努めて居る。例へば疾病保險と同時、衛生設備、醫療設備、等の改善を計る如き其一例である。

### 共濟組合の疾病保險

傷病に對する醫療及之に伴ふ經濟的困難に備ふる爲めに、保險の方法を採用した最初は共濟組合である。此組合の代表的ものは英國式の純然たる任意的組合、獨乙式の地方的組合、及我國の共濟組合等である。我國では現に多くの工場、鑛山、鐵道等に共濟組合が設けられて、一事業の従業者全體を組合員とし、其費用は労働者の掛金以外に、事業主も一部を負擔し、其事務は雇主と労働者との共同經營に屬するものである。

### 健康保險法の制定

( 9 ) 斯の如くにして發達して來た共濟組合は、労働者の幸福増進に大に貢献した。然るに時勢の變遷は労働者の幸福増進策が一層積極的に研究されるやうになつて、遂に健康保險法が制定され、多

數の勞働者に之を強制することになつたのである。其先鞭を付けたものは（千八百八十三年）（明治十六年）に制定された獨乙の疾病保險法であつた。世界の文明國と名の付く國では健康保險法の制定せられない國は無いが、我國も最近（大正十一年四月二十二日）に健康保險法を公布するに至つた。

### 健康保險法の要旨

傷病は人身に離るべからざる災厄である。殊に勞力を以て一家の生計を支ふる者にとつては、傷病は單に其人の精神及肉體に苦痛を與ふるに止まらずして、其一家の經濟生活に大打撃を與ふるものである。勞働者は傷病の爲めに賃銀が得られないのみならず、之が爲めに醫藥の費用を臨時に支出せねばならぬ、英米二國に於て行はれたる調査の結果は、貧民救助を受けつゝあるものゝ三分の一は、傷病が原因となつて此境界に落ちたのであると言はれて居る。生産の一要素としての勞力を觀察すれば、傷病は國民の生産能力を甚しく害するものであるから、努めて傷病の豫防に力を注ぎ、傷病者には速かに療養せしめて其回復を早からしむることは、勞働能率を高め國家の生産能力を徒

費せしめざる所以である。（一千九百十年）（明治四十三年）の獨乙の統計に依ると、疾病保險の被保險者で傷病に罹つた者の延日數は、一億二千餘萬日に達して居る。假りに一人一年の勤勞日數を三百日とすれば、約三十八萬人の勞働者が、一年間全く負傷又は疾病の爲めに休業して居ることに相當する。故に傷病の豫防と治療に力を注ぎ、療養中休業して賃銀を得られざる場合に生計費を補助して、勞働者及其家族の生計の不安を除くことを主たる目的とするものである。

### 健康保險の二大目的

健康の保全と、生活費の補助、とが本法の二大目的となつて居るのである。此外に女性勞働者の産前産後の保護と、死亡に對する埋葬費の支給をも併せて目的とするものである。即ち本法は疾病負傷、死亡、分娩、を保險事故とする。之に對する保險給付は、

療養給付。一傷病手當金。一埋葬料。一分娩費。一出産手當金。

等であるが、本法の保險事故の内には癱疾を含んで居ない。傷病に關しては、獨逸でも英國でも通例二十六週間、即ち半ケ年を境界として長期短期を區別して居る。我健康保險法も其點は同様であ

るが、英國では傷病の治療後に於ける勞働不能に對する保險給付をも包含して居る。即ち疾病保險と、癱疾保險とを結合せしめたものである。然しながら我國の現狀に於ては、癱疾に關する統計材料が餘りに不十分であるから、傷病の場合の保險を先づ實施して、之に依つて癱疾の調査を完成し然る後第二次計畫として實行すべく、他日に老癱保險を留保することにしたのである。

保險事故	給付の種類	給付の原則
傷病	療病手当金 養金	實物 給付
分娩	分產 手 當 金 費	金 錢 給 付
死亡	埋 葬 料	金 錢 給 付

保險事故の發生原因に關しては、業務上たると否とに關せず、總て本法中に包含せられて居る。業務上の災害に就ては、事業主が扶助義務を負ふことは一般の原則であり、我國に於ても工場法施行令、鑛夫勞役扶助規則、等に規定されて居て、事業主の單獨責任になつて居るが、之を保險の形

式に移せば、事業主の責任は保險料を限度とするから意外な重い負擔を蒙る心配が無い。故に事業主扶助義務の一部だけ本法中に入れて保險の形式を採用したのである。又工場法、及工場法施行規則には産後五週間は産婦の勞働を禁止して居るが、其生活を保障する方法は毫も講ぜられて居ない、然るに本法に於ては、産前産後に於ける休養及生活の保障に對し相當の方法を講じられて居る。

**其他の總則的規定、報酬の定義**

報酬は被保險者となるべき資格、及保險料や保險給付の金額に大關係があるから、其範圍を明かにする必要があるのである。即ち報酬中には事業主から受くる賃銀とか、給料とか見るべき性質のもの一切を含ませるのである。例へば各種の手當金、皆勤賞、季末賞與、利益配當、寄宿舎の食費、等も皆報酬中に含まれるであらう。

報酬額を決定するには、過去數ヶ月の報酬の平均を以て、其月額を定めた上で更らに之を三十分したる商を報酬月額とすることが適當であるとされて居る。

保険料又は保険給付の額を定むるには、被保険者の報酬に基いて、其何割又は何分と定むるのであるが、実際の報酬に基いて之を計算することは非常に複雑となり、争議の種となる事もあるから、實際報酬に依らずして、標準報酬に依ることが便宜であるから此方法を採用したのである。

本法施行令中に示された標準報酬の等級別は大約左の通りである。

標準報酬等級	標準報酬日額	被保険者の報酬額
第一級	參拾錢	三十五錢未滿
第二級	四十錢	三十五錢以上四十五錢未滿
第三級	五十錢	四十五錢以上五十五錢未滿
第四級	六十錢	五十五錢以上六十五錢未滿
第五級	七十五錢	六十五錢以上八十五錢未滿
第六級	壹圓	八十五錢以上壹圓十五錢未滿
第七級	壹圓三十錢	壹圓十五錢以上壹圓四十錢未滿
第八級	壹圓六十錢	壹圓四十錢以上壹圓七十五錢未滿

例へば實際報酬一圓乃至一圓四十錢の者は、悉く一圓貳十錢の報酬あるものと假定し、之に對して傷病手当金七十錢を給與するものと決定するときは、一圓の所得者には七割に當り一圓四十錢の所得者には五割にしか當らぬといふことになるが、之は止むを得ない事である。

第九級	貳圓	壹圓七十五錢以上貳圓貳十五錢未滿
第十級	貳圓五十錢	貳圓貳十五錢以上貳圓七十五錢未滿
第十一級	參圓	貳圓七十五錢以上參圓貳十五錢未滿
第十二級	參圓五十錢	參圓貳十五錢以上參圓七十五錢未滿
第十三級	四圓	參圓七十五錢以上

簡易生命保險の如きは同じく政府事業であるが、任意保險であつて本法とは大に性質を異にする。本法は國家が行ふ公の政務であつて、本法に於ける保險者、即ち國家及健康保險組合と、事業主及被保險者、との間の干係は公法上の干係であつて、被保險者が、保險者たる國家及健康保險組合、に對して有する保險給付の請求權は、國家に對する公法上の請求權であつて、官吏又は遺族の恩給、又は遺族扶助料との請求權と其性質を同じくするものである。又事業主、及被保險者の

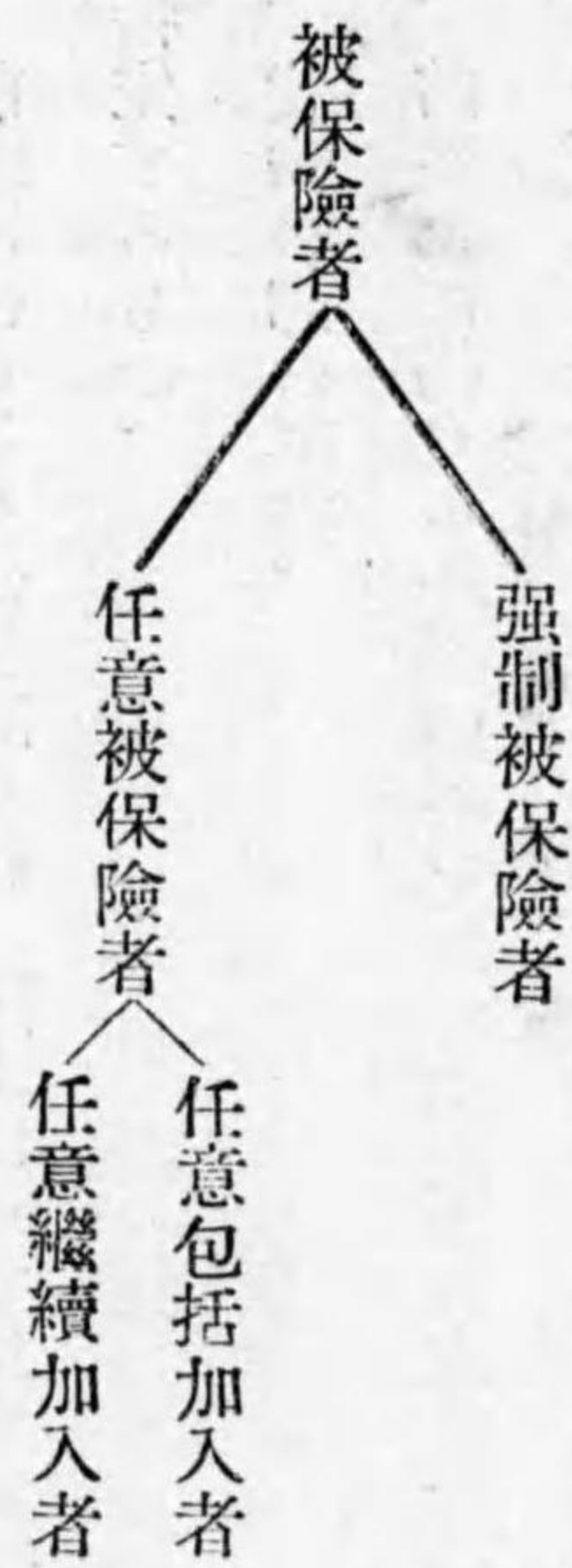
保険料納付の義務も公法上の出損義務であつて、官吏の俸給百分の一納付の義務と同性質のものである。

健康保険に関する書類、例へば醫療に関する醫師との契約書、其他保険者の爲す法律行爲、保険給付受取の委任状、保険組合の設立に関する委任状等には、印紙税を課せずと定めて経費節減の爲めに特典を與へられて居る。

其他戸籍證明の手数料も、免除される事になつて居る。但し茲に證明といふのは、戸籍の謄本、抄本を指すのでなく、事項を指定したる證明に限るのである。戸籍證明は埋葬料を支給する爲めに死亡證書を取る場合などに殊に必要であらう。

本法には郵税は免除されない、本法と同一性質の簡易生命保険が郵税免除になつて居るのに、健康保険の事務に此特典が與へられぬのは遺憾であるが、早晚郵税免除の特典も實現されるであらうと考へる。

### 被 保 險 者



被保險者は強制と任意、との二つに區別されて、任意の方は更らに任意抱括加入者と、任意繼續加入者とに分れる。此外に官業労働者が特別の取扱を受けることになつて居る。

**強制加入者** 強制加入者は、工場法、及鑛業法、の適用される工場に使用せらるゝもので、健康保険を必要とすること最も急なるものであるから、強制的に加入せしめらるゝのである。

一年の報酬千貳百圓を超ゆるものは、被保險者たる資格が無い、此年酬千貳百圓といふ制限は、所得税の免除點を考慮したものであから、特別の事情あるものは例外である。此規定に依つて強制被保險者となるものゝ數は、二百萬人で此二百萬人が加入を強制されるもの、即ち被保險義務者である。

**任意加入者** 任意加入者は被保險權利者であるが、原則として個人的加入を許さない、團體的加

入を認むることになつて居る。病弱者だけが加入されることを恐れたからである。

**任意包括加入者** 任意包括加入の認められて居る事業は、千九百十九年第一回國際勞働會議に於て、工業的企業と名付けられたものゝ大部分が列記されて居る。即ち、

- 一、礦物の採掘、又は採取の事業。
- 二、物の製造、加工、選別、包装、修理、又は解體の事業。
- 三、電氣、又は動力の發生、變壓、又は傳導の事業。
- 四、土木工事、又は工作物の建設、保存、修理、若は破壊、の工事にして主務大臣の指定するもの。
- 五、地方鐵道法、又は軌道法の適用を受くる事業。
- 六、前號に掲ぐるものを除く外、陸上に於て爲す貨物、又は旅客の運送の事業にして、主務大臣の指定するもの。
- 七、貨物積卸の事業。
- 八、前各號に掲ぐる外、勅令を以て指定する事業等であるが、商業勞働者、農業勞働者、は本法中に含まれて居ない。此等のものに對しては、將來本法を改正擴張するの必要があるだろうと思は

れる。

**任意繼續加入者** 任意繼續加入者といふのは、之は從來被保險者であつたものが、解雇された爲めに資格が消失したやうの場合に、改めて雇傭されるまでの間、被保險者たる資格を繼續させて置かなければ不利益な場合が起るから、百八十日以内といふ短期間だけ、有志の者に保險を繼續することを許したので、轉業の際の便宜を計つたのであるから、之は個人加入を許すのである。

### 保 險 者



保險される方は前に述べた通りであるが、今度は保險する方の御話である。保險する方は、國家と健康保險組合との二つである。元來此事業は自治的組合をして經營せしむる方が萬事都合が好いのであるから、歐洲諸國では殆んど一般に自治組織の組合を其保險者として居る。我國に於ては、遺憾ながら自治的思想も未だ十分に發達したとはいへないから、政府自ら保險者となつて居る。勞

働者を三百人以上も使用するやうな、大規模な事業に就ては、其事業と、被保険者とが共同して自治的に經營する保險組合を組織して、此組合が保險者となることを認められて居る。此場合には政府はたゞ指導、監督の任に當ればよいのである。

保險者は、保險事業を經營する爲めに必要な事務を取扱ふものであつて、其主たる任務は、事故發生の場合に相當の救済を爲すことであるが、更らに一步進んで事故の發生を豫防、軽減、することに努力せねばならない。其方法は豫防注射、消毒劑の配布、衛生講話、注意書の配布、等であるが保險の効果と、本法制定の精神を發揮せしめん爲めには、有らゆる積極的の手段方法を講ぜねばならない。

保險官署の數は全國五十一ヶ所として各府縣一ヶ所、北海道は函館、札幌、旭川、釧路、の四ヶ所に、東京と大阪には保險監督局を置くことになつて、最初事務官十二名、書記九十五名、書記補百三十名、の任命をなし、同時に雇員四百五十八名を採用する筈である。

健康保險組合は、國家の政務を分擔する公法人であつて、加入強制權、強制徵收權、等の如き公權力を賦與せられて居る。而して其組合員たる被保険者の保險を掌るのが任務であること勿論であ

るが、此組合の組合員は左の三種から成立する。

一、事業主。二、其事業に使用せらるゝ被保険者。三、任意繼續加入による被保険者。保險組合を設立し得べき場合に關しては、被保険者となる者の數が、常時三百人以上あることを必要とする。其れ以下の者は幾つも合同して組合を組織することが出来ることになつて居る。被保険者五百人以上を使用するやうな大規模な工場、鑛山には、主務大臣が其設立を事業主に強制することになつて居る。

二百萬人の強制被保険者の中、健康保險組合に屬するもの四十萬、乃至五十萬人で、残り百五十萬人は政府直接に保險する見込みである。

今回内務省社會局にては、内務大臣に届け出づべき健康保險組合の組織に關する規約例を作成して一般に公示することになつた、其大要左の通りである。

### 規約例

#### 一、名稱。



- 一、事務所所在地。
  - 一、組合設立の事業名及右工場所在地。
  - 一、組合の各種事項公示の方法。
  - 一、組合會議の定數。
  - 一、同上資格任期、及選舉方法。
  - 一、組合理事の定數。
  - 一、同上任期及選舉方法。
  - 一、其他組合の規約を以て設立し得らるゝ事項例へば報酬の評價に關する算定期日評價方法等。
  - 一、準備金以外の財産管理方法等。
- 此組合の管理は事業主と、被保險者とが、共同で行ふもので、其管理機關としては、
- 一、代表及執行機關。
  - 一、意志決定機關。
- 事業主又は其代理人と、被保險者中から選出したる者とを以て組織する理事會。

總會に代るべきものとして、事業主及び被保險者から同數づゝ選出したる評議員會。

此二つの機關が設けられて居る。組合解散の理由としては、

- 一、組合を設けたる事業が廢止せられたるとき。
- 二、組合員たる被保險者の員數が永久的に法定の最少限度以下となりたるとき。
- 三、分離又は併合のとき。
- 四、決議に依るとき。

以上の四項目である。

### 保 險 給 付

保險給付の種類は、

- 一、疾病又は負傷に對する療養、及傷病手當金。
- 二、死亡に對する埋葬料。
- 三、分娩に對する分娩費及出産手當金である。

**療養の給付** 健康保険制度の二大目的は健康の保全と、生活費補給である。而して健康保全は醫師對被保険者の問題であるが、本法の目的を達する上に於て最も重要な問題である。療養の給付は被保険者が疾病に罹り、又は負傷したるときに、直ちに療養を給付するのであるが、如何なる程度の療養を施すかといふに、労働機能を回復せしむることが目的であるから、之が爲めに必要な總てのものを與へなければならぬ。例へば醫師、齒科醫師の診療、大小手術、藥劑等は勿論、治療上必要あらば、看護人を附し、病院に收容したり、轉地療養もさせねばならぬ。之が爲めに必要な旅費も支給せねばならぬ。醫師の報酬は、出來得る限り潤澤にして、診察投藥が充分に行はれるやうにせねば、本法定定の目的を達することが出来ない。

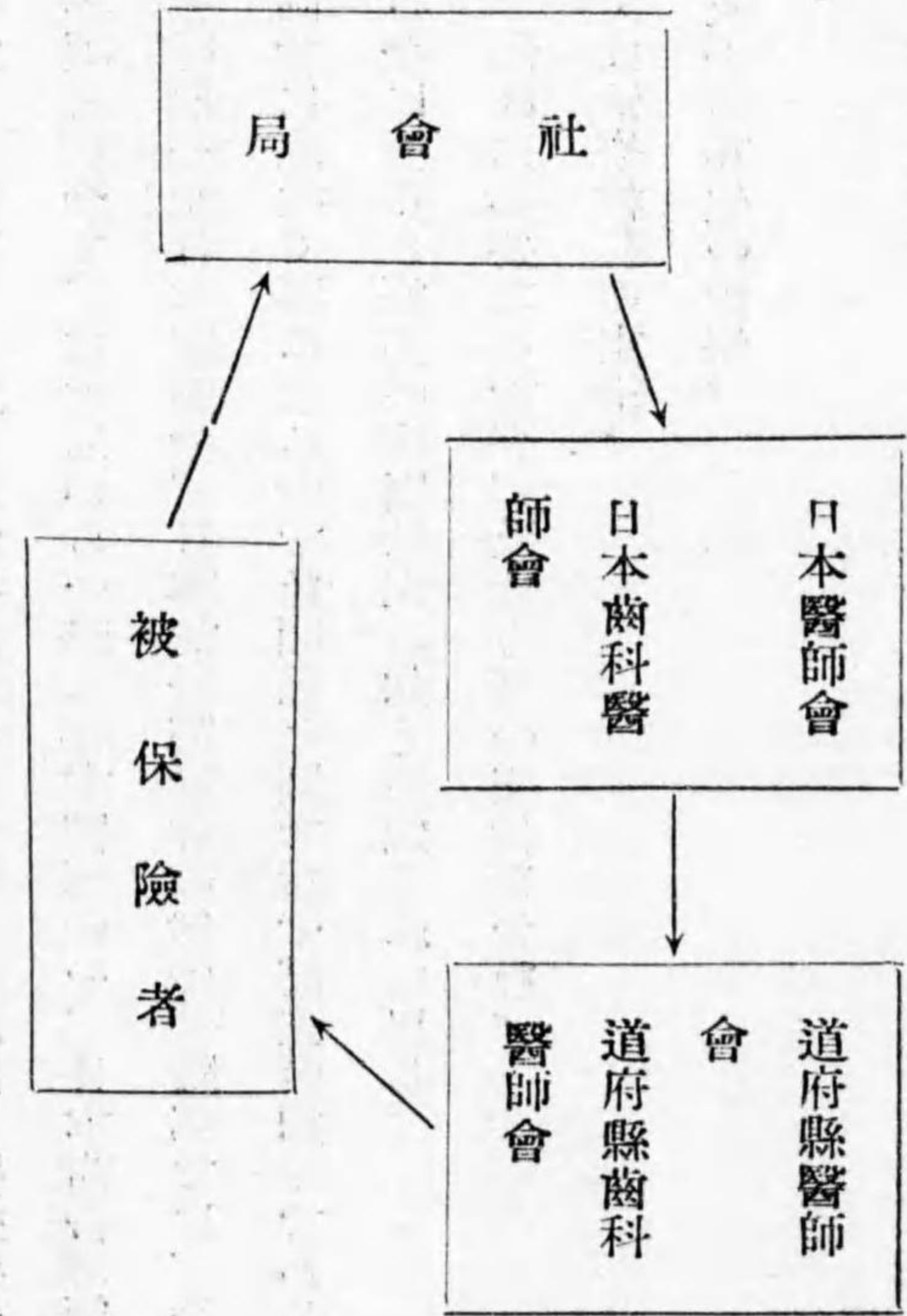
政府及び健康保険組合に於て、直營の病院を設くるか、若くは之を設け得ない場合には、其地方の醫師會と協議して、被保険者に醫師選擇の自由を與へ、保険署又は保険組合から、地方醫師會に一定額の報酬を支拂ひ、各醫師個人に對しての支拂は、醫師會内部の協定によるといふ方法が適當であるといふ説があるが、醫師を被保険者の自由に選擇せしむるといふことは、患者の精神上にも影響のあることで、自己の信仰する醫師の診療を受けるといふことは、實際傷病の治癒にも大干係

があるから、自由選擇主義が一番よいやうに思はれる。

日本醫師會及日本聯合齒科醫師會からは、團體自由選擇主義、即ち道府縣を單位とし其區域を以て區域とするといふ、自由選擇主義を採用して呉れといふ陳情書が、既に社會局長官に對して提出されて居るが、幸ひにして此方法が採用せらるゝ事となれば、醫療費の全部は、社會局と、醫師團との契約事項となつて、社會局から一時に日本醫師會や、日本齒科醫師會に下渡されるやうになるので、之を受取つた日本醫師會、日本齒科醫師會の健康保険部では、全國の道府縣醫師會や、道府縣齒科醫師會に取次ぐ事になるので此關係を圖で示せば左の如くである。

本法施行令に據ると療養の範圍は左の如く規定されて居る。

- 一、診断。診断に必要な検査、及處方箋の交付を含む。
- 二、藥劑又は治療材料の支給。
- 三、處置及手術其他の治療。
- 四、看護。
- 五、被保険者の移送。



前項(三)の處置手術及其他の治療に要する費用は、一回二十圓を超ゆることを得ざる規定であるが、保險者に於て必要ありと認めたる場合は此限りにあらずといふ事になつて居る。

前項(四)及(五)の給付は、保險者に於て必要ありと認むる場合に限られて居る。

醫師又は齒科醫師が、處方箋を交付したるときは、被保險者は其處方箋を以て、保險者の指定したる藥劑師中、自己の選擇したる者より藥劑の支給を受くることが出来る。

被保險者を病院に收容したる場合には、其待遇は、傷病の狀況に鑑み、必要の限度に止むる事になつて居る。

療養は實物給付が原則であるが、例外として療養給付の困難なる場合には、療養費即ち金錢給付を行ふことも出来る。

其他往診に就ては、歐米各國に於ては非常に詳細なる規定が設けられて居るが、我國に於ても今後研究を重ねて、相當の規定を設けねばなるまい。

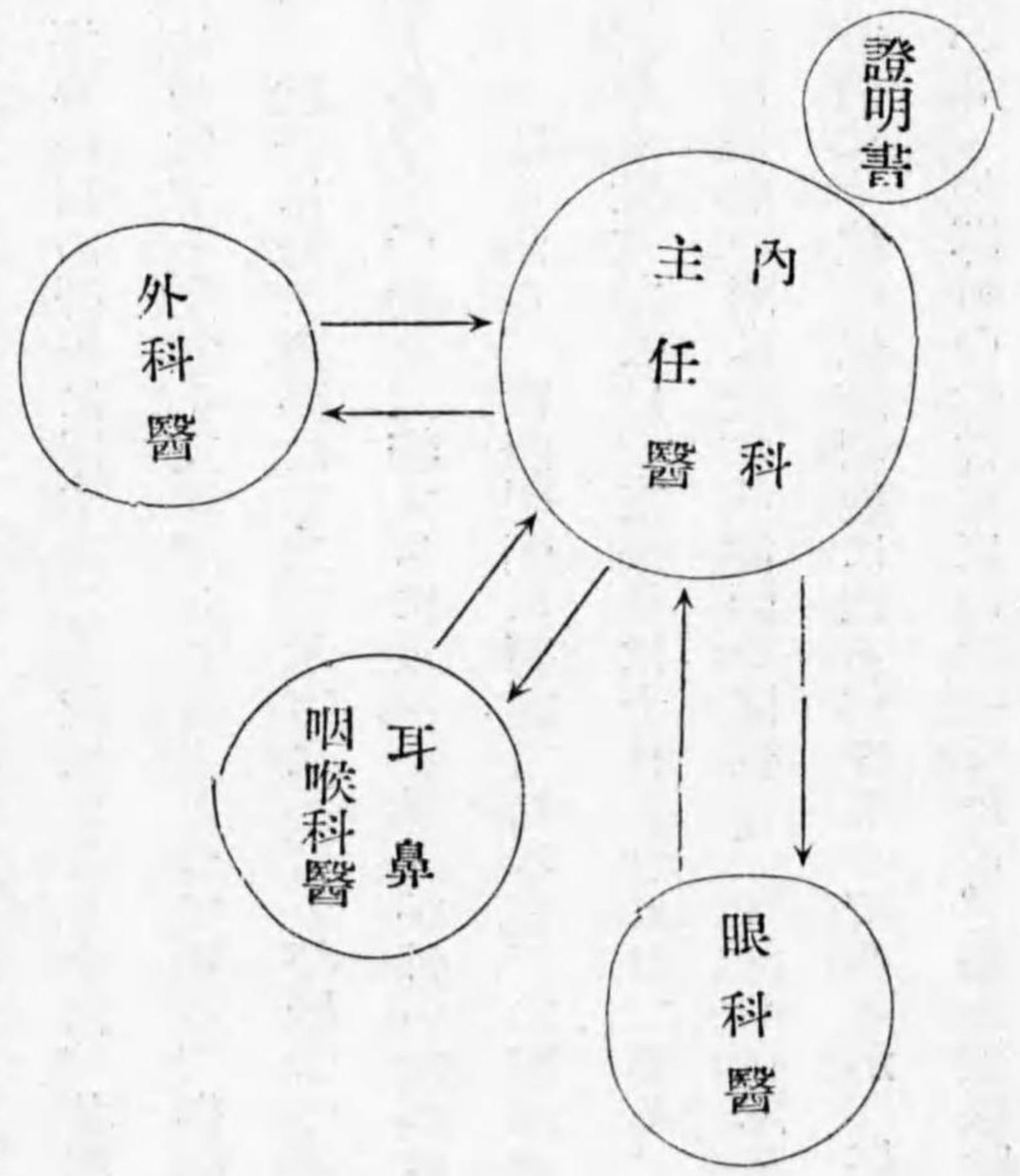
被保險者が、醫師を自由に變へることは原則として許さぬことになつて居るが、正當の理由ある場合には變更することが出来る。此場合には保險署長、又は保險組合に、醫師變更の許可を申請して其承認を得ることになつて居る。

獨乙では、醫師若くは患者が住所を變へた場合、又は特に専門醫師の必要ある場合、又は永く治療の目的を達せざる場合、又は醫師と被保險者と感情の衝突したる場合、は變更し得る規定になつ

て居る。

被保険者が傷病で醫師に診療を受ける場合、即ち受診手続きは、被保険者たる身分を證明する帳面のやうな形ちの所謂健康保險證を持參して診療を受くるのである。醫師は此證を受取りて、傷病の全快するまで保管するのであるが、此保險證に指示せる各項に治療に關する總てを記入して全治の場合には被保険者に返還するのである。即ち健康保險證の保管と返還の義務があるのである。

又た被保険者が、内科の醫師に醫療を受けながら、同時に眼科の醫療を受くるやうの場合には、始めの内科醫から、第二の眼科醫に療養證明書を出すのである。患者から之を受取つた眼科醫は此證明書に、醫療に關する一切を記入して全治した時に患者に渡す、患者は始めの内科醫の方に返すといふ順序になる。そこで内科醫の方では、之を受取つて其内容を自分の保管して居る健康保險證に記入して、患者の全治するまで保管するのである。又被保険者が内科と眼科の兩醫の外に、耳鼻咽喉科にも行き、外科にも行くといふ場合には、矢張り最初の醫者が、それ／＼療養證明書を出すので、其關係を圖で示せば左の通りである。



**傷病手當金** 療養給付及傷病手當金の支給期間に關しては、半ケ年即ち百八十日と限定して居る、傷病に關する内外の統計に依れば、九十八パーセントまでは、百八十日以内に治癒するといふことになつて居るから、百八十日を超えて休養を要するものは極めて少ないのである。其以上のものは

將來制定さるべき癡疾保險の部に入るべきもので、本法では要するに短期の傷病を療養してやる目的なのである。英國の健康保險法は、傷病の治療後に於ける労働不能に對する保險を包含して居る。即ち癡疾保險と疾病保險、とを結び付けたものであるといふことは前に述べた通りである。

被保險者が、療養の爲め勞役に服すること能はざるときは、其期間だけ傷病手當金として報酬額の百分の六十に相當する金額を支給することとなつて居る。傷病手當金は療養中の生活費を支給する目的である。政府に於て重要な工業地方に於ける労働者の家計調査を行ふた結果、大體賃銀の六割位を給與すれば生活費を支辨するに足ると見込が付いたからである。但し之は標準報酬に基いて計算されるのであるから、實際報酬に割當て見ると、六割以上になるか六割以下になるか分らないが、これはどうも致方がない、支拂日は十日と廿五日である。

**死亡の給付** 本法は傷病の際に於ける健康の回復と、生活の保障を目的とするものであるから、死亡による遺族の救済は、他の保險制度に依るべきものであるが、傷病と關聯して少額の費用を支給する必要があるから、埋葬料の給付を定めたのである。即ち被保險者死亡したときは、埋葬料として被保險者の報酬日額二十日分に相當する金額を支給する。但し其最小限度を二十圓と定めてあ

る。之は必ずしも民法上の意義に於ける親族、又は遺族たるを要せない、實際埋葬を行つてくれた人に對して右の金額の範圍内で埋葬の實費を支給するのである。

**分娩の給付** 歐洲の先例は、被保險者の妻にも給付される。即ち夫は被保險者であるが、其妻は被保險者で無いときにも給付されるのであるが、我國では此先例は採用されないので、被保險者たる女子、即ち女性労働者にのみ給付するのである。

分娩は生産と死産との區別を問はない、流産は疾病として取扱はれるであらう。而して分娩に關する保險給付は、分娩費と出産手當金とである。分娩の場合は、傷病の場合と違ひ事故の發生が明白であるから金銭給付を原則とする。即ち分娩費として金二十圓を支給するのである。但し分娩前百八十日間被保險者たりし者でなければ、此給付は行はざることになつて居る。出産手當金は百分の六十、即ち標準日給の六割を、産前四週間、産後六週間、前後通計十週間支給するのである。

分娩給付の請求權は、總ての女性被保險者に屬するもので、民法上の婚姻干系を必要とせない、内縁干係でも私生兒でも原因は問はない、分娩といふ事實に對して母性の健康保全と、生活費の補助を與ふるのである。不行跡の結果に依る分娩に對してまで、保險給付を行ふは、風教上弊害ありと

の非難あれ共、現代の社會的立法は、經濟上の救済といふ實際的見地に立脚して居るのであるから、社會の風教を無視する譯では無いが、風教維持に就ては他の方法を以てするの外はない。今社會風教を維持する意味に於て、不行跡なる女性労働者の保險給付を拒絶せんか、産前、産後、數週間の休養も與へられないから、健康を損しても労働を繼續せなければならぬ、加ふるに子供は親を選んで生れる自由を有さぬから、生れた嬰兒の榮養は之が爲めに害されることになる。甚しきに至つては、墮胎嬰兒殺、棄兒、等の犯非が多くなる勘定である。要するに本法の目的は、經濟上の救済と、健康の保全にあるのだから、分娩の原因にまで溯つて研究する必要はない。

(一千九百十九年)「ワシントン」に開かれたる第一回國際労働會議に於て、産前産後に於ける婦人使用に關する條約案が採用された。其要點は左の如くである。

第一條 本條約ニ於テ婦人ト稱スルハ、年齢又ハ國籍ニ拘ラズ、結婚者タルト否トヲ問ハズ、一切ノ女性ノ人ヲ謂ヒ、生兒ト稱スルハ、嫡出子タルト否トヲ問ハズ一切ノ生兒ヲ謂フ。

第二條 同一ノ家ニ屬スル者ノミヲ使用スル企業ヲ除クノ外、一切ノ公私ノ工業的、若クハ商業的企業、又ハ其各分科ニ於テ婦人ハ、

(イ)其出産後、六週間之を労働セシムルコトヲ得ズ。

(ロ)六週間以内ニ出産スルコトアルベキ旨ヲ記載シタル診斷書ヲ提出スルトキハ、其業ヲ休ムノ權利ヲ有ス。

(ハ)(イ)號(ロ)號ニ依リ、其休業セル期間内公共基金ヨリ、又ハ保險制度ノ方法ニ依リ、自身及其ノ生兒ノ充分、且ツ健康維持ノ扶持ヲ爲スニ足ルノ利益ヲ支拂ハルベク、該利益ノ定額ハ各國ニ於ケル權限アル機關之ヲ決定ス、尙附加利益トシテ、無料ニテ醫師又は免許産婆ノ手當ヲ受クルノ權利ヲ有ス、醫師又ハ産婆ガ出産ノ日ノ豫測ヲ誤リタル場合ト雖、診斷書ニ記載ノ日ヨリ、出産ノ實際ニアリタル日ニ至ルマデノ間、右利益ヲ婦人ガ受クルコトヲ妨ゲズ。

(ニ)自ラ其生兒ヲ哺育スルトキハ、之ガ爲メ其ノ労働時間中、一日二回三十分宛ヲ、如何ナル場合ニ於テモ與ヘラルベシ。

斯くの如く此條約案は原則として産前六週間を任意休業とし、産後六週間を強制休業とし、其休業したる日に對して、出産手當金を支給すべき旨を定めたのである。

以上は國際労働會議に於ける母性保護の條約であるか、分娩給付に干係があるから参考の爲めに

申述べて置く。

### 保険給付に関する特典

社會政策を目的とする本法には、保険給付に關して色々の特典が與へられて居る。即ち保険給付を受くる権利は之を讓渡し、又は差押ふることを得ず、保険給付として支給を受けたる金品を標準として、租税其他の公課を課せずと規定されて居る。

### 保 險 料

保険料の負擔の割合は、各國に於て區々になつて居るが、世界の大部分は労働者と雇主が同額を負擔し、國家が之に補助を與へる例が多い、我國でも原則として此先例に従つたのである。而して國民の健康保全、産業能率の増進、窮民の發生防止、社會衛生の完備等が目的であるから、國家は當然其發達を助長する意味に於て國庫の補助額を増加する必要があると思ふ。

我國では所謂勞資折半主義で資本家と労働者各同額を負擔し、國庫が十分の一を補助することに

なつて居る。

總ての労働者を平均して、保険費用が一年一人に付約二十一圓に當る。

内譯は、保険給付費用十七圓、事業費約二圓、積立金約二圓の見積りである。其の内國庫が約二圓を負擔するから、殘金約十九圓の内を、事業主が約九圓五十錢、被保險者が約九圓五十錢を負擔する計算となる。

被保險者の負擔する保険料は、賃銀の百分の三を最大限とされて居る。社會局の調査に依ると、平均一日二錢五厘（一錢五厘から八錢位）の範圍になつて居る。

而して保険料の總額は、四千萬圓であるから、其半額二千萬圓は労働者が出す計算になる。國庫の負擔は保険費用の一割であるから四百萬圓である。

### 健康保險審査會

健康保險審査會は、第一次、第二次、第三次、の三種となつて居る。

一、第一次健康保險審査會。

(一) 第一次健康保険審査會は、各健康保険署の所在地に之を設置して、其の管轄區域は當該健康保険署の管轄區域である。其の職員は、

一、會長一人、保険署長之に任ず。

二、委員九人、主務大臣之を命ず。

内三人、保険署職員以外の官吏、公吏、公共團體の名譽職、又は學識經驗あるもの。

三人、被保險者を使用する事業主。

三人、被保險者。

三、書記二人、保険署の判任官中より之を命ず。

二、第二次健康保険審査會。

(一) 第二次健康保険審査會は、各保険監督局の所在地に之を設置し、其の管轄區域は當該保険監督局の管轄區域とすること。

(二) 第二次健康保険審査會は左の職員を置くこと。

一、會長一人、保険監督局長之に任ず。

二、委員十五人、主務大臣之を命ず。

内六人、保険署職員以外の官吏、公吏、又は公共團體の名譽職。

三人、學識經驗あるもの。

三人、被保險者を使用する事業主。

三人、被保險者。

三、幹事一人、保険監督局の高等官中より之を命ず。

四、書記二人、保険監督局の判任官中より之を命ず。

三、第三次健康保険審査會。

(一) 第三次健康保険審査會は東京に置く。

(二) 第三次健康保険審査會に左の職員を置く。

一、會長一人、社會局長官之に任ず。

二、委員十四人、内閣之を命ず。

内六人、保険署以外の官吏、公吏、又は公共團體の名譽職。



四人、學識經驗あるもの。

二人、被保険者を使用する事業主。

二人、被保険者

三、幹事二人、内務部内の高等官中より之を命ず。

四、書記三人、内務部内の判任官中より之を命ず。

健康保険に關する爭議解決機關として右の如く審査會制度が設けられてゐる、即ち保険給付に關し不服あるものは、第一次健康保険審査會に審査を請求し、其の決定に不服あるものは更に第二次健康保険審査會に審査を請求し、其決定に不服あるものは、通常裁判所に訴を起すことになつて居る。

保険料其他本法の規定に依る徴收金の賦課、又は徴收の處分に不服あるものは、其の處分を爲したる保険官署、又は保険組合を監督する保険官署に訴願し、其の裁決に不服あらば、主務大臣に訴願し、又は行政裁判所に出訴することが出来る。

右の如き訴願の起つた時保険官署は、第二次健康保険審査會を經、主務大臣は、第三次健康保険

審査會を經て、裁決することになつて居る。

### 療養給付と醫師

健康保険の二大目的は、前にも述べた通り、被保険者たる労働者の健康を保全し、生活費を補給するものであるが、此の二大目的の一である健康の保全は、醫師の力に頼らねばならない、故に醫師は本法に對しては、療養機關として頗る重要な干係を有するものであるから、此の法律の精神を充分に呑み込んで、療養給付の任務を盡さねばならない。

本法施行に就ての財源四千萬圓の半額、貳千萬圓は毎年被保険者たる労働者の負擔する所である。而かも身體健全なる労働者は醫師の手を煩す場合が少いから、保険料は掛棄てになるのみで、身體の弱いもののみが多く醫療を受くるといふことになるから、労働者の方でも多大の犠牲を拂ふ勘定である。

然しながら元來保険といふものは、多數の人が集つて互に他人の不幸を救済し合ふもので、自分が他人の不幸を救ふと共に、他人が自分の不幸を救うてくれるといふ、所謂一人が萬人の爲めに、

萬人が一人の爲めにといふ精神を具體化したものであるから、罹災せぬ人は年中損ばかりして居るやうに見えるが、決して損をして居るのではない、安心して生活し得る幸福を買ひ得たのである。

同時に罹災せる不幸な人を助ける爲めに貢献したのである。即ち保険は、一個人の見地から見れば、損害を他人の頭に轉嫁する制度であるが、社會的の見地から見ると損害を分擔する制度である。

醫師が被保險者に接する場合には、健康保険は濟生會の事業の如き、慈善救済の意味に於て行はるる制度ではないといふことを念頭に置かねばならぬ。慈善は優者が劣者に對して、憐愍の情から發するものであるが、健康保険は決してそんなものでは無い。どこまでも醫師對被保險者といふ、對等なる獨立の人と人との間に行はるゝ相互扶助の制度である。況んや社會政策に立脚せる國家が行ふ重要な勞働立法に對して醫師たるものは先づ充分に立法の精神を理解して將來國家の中心勢力なる勞働者の幸福の爲めに、産業能率の増進の爲めに、努力して之に當らなければならぬ。以上健康保険法の大要を申述べた積りである。

### 陳 情 書

健康保険法に依る療養の給付に關しては、去る大正九年十一月二十日附を以て、農商務大臣閣下に提出したる、建議書に於て、醫師の選擇を自由ならしむることを稟申致置候處、爾來本會に於て攻究調査を累ね、左記の對案を得申候に付、本會第七次總會の議決を経、右對案の趣旨御酌量の上團體自由選擇主義を御採用被下度、謹で及陳情候也。

大正十二年一月十六日

大日本醫師會長 北里柴三郎

社會局長官 塚本清治殿

#### ○健康保険法に依る療養給付方法案

一、療養ノ給付ハ、團體自由選擇主義ニ依ルコト。

但シ保險組合ガ、病院其他診療所ヲ直營スル場合ニ於テハ、特定ノ條件ヲ具備スルモノニ限り、

之ヲ認ムルコトアルベシ。

- 二、團體自由選擇ハ、道府縣醫師會ヲ單位トシ、其區域ヲ以テ區域トスルコト。
- 三、道府縣醫師會ノ總會ノ決議ヲ經テ、保險者ト、療養給付ニツキ協定スルコト。
- 四、郡市區醫師會ハ、道府縣醫師會ノ協定ニ基キ、療養給付ノ事務ヲ擔任スルコト。
- 五、醫師即チ郡市區醫師會ノ會員ハ、療養給付ノ實務ヲ擔任スルコト。
- 六、被保險者ハ、保險者ノ交付シタル療養給付證ヲ提示シ、療養ノ給付ヲ受クルコト。
- 七、道府縣醫師會ハ、保險者ヨリ被保險者ノ員數ニ應ジ、療養給付費ノ支拂ヲ受クルコト。
- 八、郡市區醫師會々員ハ、一定ノ様式ニ據リ、各自ノ治療シタル被保險者ノ治療費請求書ヲ、一定ノ期間内ニ、郡市區醫師會ニ提出スルコト。
- 九、郡市區醫師會ハ、保險審査委員ヲ設ケ、會員ノ業務執行ノ狀況ヲ監査シ、且ツ其請求ニ係ル治療費ニ對シ、査定ヲ行ヒ、之ヲ道府縣醫師會ニ送附スルコト。
- 十、道府縣醫師會ハ、保險審査委員ヲ設ケ、郡市區醫師會ヨリ送附スル請求書ヲ審査シ、各醫師會ノ統一ヲ圖リ、交付ヲ受ケタル療養費ノ範圍内ニ於テ、公正ニ分配スルコト。

十一、治療費ノ分配方法ニ關シテハ、道府縣醫師會ノ總會ニ於テ之ヲ定ムルコト。

診察料、外科手術料、處置料、入院料等ニ關シテハ、可成詳細ナル規定ヲ設クルコト。

治療費ハ、成ルベク經濟的ニ節約ノ方法ヲ講ジ、治療費ノ多額ナルモノ、又ハ入院期間ノ長キモノ、等ニ付テハ、嚴重ニ審査スルコト。

醫師會々員ニシテ、被保險者ノ請託ヲ容レ、紊ニ休養證明書ヲ發行スル等、保險目的ニ反スル行爲ヲ爲スモノニ對シテハ、充分矯正ノ方法ヲ設ケ、場合ニ依テハ相當ノ制裁ヲ加ルコト。

十二、道府縣醫師會ハ、毎月保險者ヨリ受取ル療養費ノ一部ヲ事務費トナシ、其内ヨリ郡市區醫師會ニ對シ、一定ノ標準ニ依リ事務費ヲ分配スルコト。

十三、道府縣醫師會ハ、療養費及事務費ニ剰余金ヲ生ジタル時ハ豫備トシテ積立ツルコト。

十四、療養費ガ豫算ヲ超過シタルトキハ、一定ノ限度内ニ於テ、豫備金中ヨリ支出スルコト。

十五、道府縣醫師會ハ、積立タル豫備金ノ一部ヲ以テ、自ラ社會的事業ヲ經營シ、又ハ郡市區醫師會ノ同種事業ノ補助ニ支出シ得ルコト。

### 大阪府醫師會陳情書

團體自由撰擇主義に依る醫師會健康保險部組織要綱

#### 事務執行機關

- 一、大阪府醫師會内に健康保險部を新設すること。
- 一、健康保險部は健康保險に關する一切の事務を處理する事。
- 一、健康保險部の經費及醫療給付に關する經濟は、特別會計とする事。
- 一、健康保險部に左の役員を置く事。
  - 部長一名、副部长二名、主事四名、理事十名、
- 一、部長は府醫師會長の兼任とする事。
- 一、副部长主事は、總會に於て、郡市醫師會の會員中より之を撰任し、任期を二ケ年とす、但し重任を妨げざること。

#### 審議機關

- 一、理事は府醫師會の理事中より會長之を選任し、任期を二ケ年とす、但し重任を妨げざること。
- 一、部長は保險事務を綜理し、副部长は、部長を補佐して部長の事務を代理すること。
- 一、主事は、部長の命に依る事務を分擔する事。
- 一、理事は、保險事務に關し、主として郡市醫師會との連絡を保つの任務を分掌すること。
- 一、郡市醫師會の會員、及び會員外より、保險に關する知識經驗あるものを選びて、顧問に任ずることを得る事。
  - 一、顧問は會長之を推薦し、郡市醫師會々員以外の顧問は有給となすを得ること。
  - 一、健康保險部には、左の事務員を置き、部長之を任命す。
    - 書記長一名、書記若干名、
  - 一、書記長、及書記は、一般事務を分擔するは勿論、醫療給付に關する、統計作製の如きは、特に其重要任務となすべきこと。

- 一、健康保険部に、健康保険委員会を設置すること。
- 一、委員会は、保険事務執行に關する、部長の諮詢機關とす。
- 一、委員の數は、定員を貳十名とす。
- 一、委員は總會に於て、郡市醫師會の會員中より之を選擧し任期を二ヶ年とす、併し重任を妨げざること。
- 一、健康保険委員會は、部長之を招集し、議長は部長其任に當る事。

醫療給付審査機關

- 一、健康保険部内に、若干名の醫療給付審査委員を置くこと。
- 一、醫療給付審査委員は、醫療事務の統一を圖る爲め、勞働不能診斷書濫發、虛病者に對する治療、不必要の往診、過多なる投藥の如き、不正事件の有無に注意し、其他保險者及醫師會の經濟的有利事項を審査し、併せて被保險者の福利増進に注意する事。
- 一、醫療給付審査委員は、保險者、被保險者、主治醫等の間に於て、醫療給付の件に關し係争を生

じたるときは、其事項を審査し、圓滿なる解決をなすの任務を有すること。

- 一、係争事件の審査調停は、郡市醫師會に於ける機關に於て、解決し得ざる申告を受けたる場合に行動を開始するを原則とするも、必要なる場合は、自發的に直接其任務を行ふを得ること。
- 一、醫療給付に關する紛議を解決する爲め、顧問醫を置き得る事。
- 一、顧問醫は、常時若くは臨時に部長之を囑托すること。
- 一、顧問醫は、醫療給付審査の調停不能となりたる事項を處理するの任に當る事。

被保險者健康増進機關

- 一、被保險者健康増進委員若干名を置くこと。
- 一、被保險者健康増進委員は、郡市醫師會員中より會長之を撰任し、任期を二ヶ年とし重任を妨げざる事。

- 一、被保險者健康増進委員は、被保險者の作業場、住宅等の衛生状態、及健康保全に關する狀況を視察し、不適當なる事項は、之を保險者、被保險者、事業主に注告し、其改善を圖るの任に當る

- こと。
- 一、傳染病流行の際には、其豫防施設を考案し、之を保險者、被保險者、事業主に通告し、其改善を圖るの任に當ること。
  - 一、傳染病流行の際には、其豫防施設を考案し、之を保險者、被保險者、事業主に通告し、且つ其實行の任に當ること。

**健康保險部報酬規定**

- 一、健康保險部員、健康保險委員、醫療給付審査委員、顧問醫、被保險者健康増進委員に對しては事務の繁閑に應じ、健康保險委員會の決議に依り、部長は相當の報酬を支給することを得ること。
- 一、醫療給付審査委員、及顧問醫の任務は、保險者の經濟を有利ならしむる効果あるを以て、保險者より報酬の贈與ある場合は、部長の承認を経て之を受る事を得。

**附 則**

- 一、保險料は、郡市醫師會の健康保險事務執行に關する標準規定を編製すること。
- 一、郡市醫師會の規定中に、「會員は被保險者の診察を拒絶することを得ず」との意味を有する條項を設くる事。

**内務大臣に對する要求の件**

健康保險法第八十條の健康保險審會の委員中には可成的多數の醫師を任命せられたきことを内務大臣に要求すること

以 上

**健康保險法に對する日本聯合齒科醫師會の陳情書**

健康保險法は念々大正十六年一月一日より實施せらるゝ事となり、先般社會局官制の改正に伴ひ著々準備を進め本年七月より愈々準備事務の開始を見る事となりたるを以て日本聯合齒科醫師會に於ても役員並に齒科醫制調査會の審議を経て其の齒科醫療給付に對して社會局長官に左記の如く上

申した。

上 申 書

今回御施行相成候健康保険法に就ては其の歯科醫療給付に對し本會は別紙の方法を希望致居候次第に有之何卒御採納相成度謹んで上申候也

大正十五年五月十日

日本聯合齒科醫師會長 血 脇 守 之 助

内務省社會局長官 長岡隆一郎殿

健康保險法ニ依ル療養給付方法

一、療養ノ給付ハ團體自由選擇主義ニ依ルコト  
但シ保險組合ガ病院其他ノ診療所ヲ直營スル場合ニ於テハ特定ノ條件ヲ具備スルモノニ限り之ヲ認ムルコトアルベシ

- 二、團體自由選擇ハ道府縣齒科醫師會ヲ單位トシ其ノ區域ヲ以テ區域トスルコト。
- 三、道府縣齒科醫師會ハ總會ノ決議ヲ經テ保險者ト療養給付ニツキ協定スルコト
- 四、齒科醫師即チ道府縣齒科醫師會ノ會員ハ療養給付ノ實務ヲ擔任スルコト
- 五、被保險者ハ保險者ノ交付シタル療養給付證ヲ提示シ療養ノ給付ヲ受クルコト
- 六、道府縣齒科醫師會會員ハ一定ノ様式ニ依リ各自ノ治療シタル被保險者ノ治療並ニ技工費請求書ヲ一定ノ期限内ニ道府縣齒科醫師會ニ提出スルコト
- 七、日本齒科醫師會ニ健康保險部ヲ設置シ療養給付ニ關スル全國道府縣齒科醫師會ノ統一ヲ圖ルコト
- 其組織並ニ規定ハ別ニ之ヲ定ムルコト
- 八、道府縣齒科醫師會ハ保險審査委員ヲ設ケ會員ノ業務執行ノ狀況ヲ監査シ且ツ其請求ニ係ル治療並ニ技工費ニ對シ査定ヲ行ヒ、日本齒科醫師會健康保險部ニ報告スルコト
- 九、日本齒科醫師會健康保險部ハ特ニ定メタル規定ニ依ル審査委員ニ依リ道府縣齒科醫師會ヨリ報告シタル治療並ニ技工費ノ請求書ヲ審査シテ其ノ公正ヲ期スルコト

- 十、治療並ニ技工費ノ分配方法ニ關シテハ道府縣齒科醫師會ノ總會ニ於テ之ヲ定ムルコト  
診察料、治療料、技工料、入院料、藥價等ニ關シテハ可成詳細ナル規定ヲ設クルコト  
前記ノ費用ハ可成經濟的ニ節約ノ方法ヲ講ジ其多額ナルモノニ就テハ嚴重ニ審査スルコト  
齒科醫師會會員ニシテ被保險者ノ請託ヲ容レ素ニ休養證明書ヲ發行スル等保險ノ目的ニ反スル  
行爲ヲ爲ス者ニ對シテハ充分矯正ノ方法ヲ設ケ場合ニ依リテハ相當ノ制裁ヲ加フルコト
- 十一、道府縣齒科醫師會ハ保險者ヨリ被保險者ノ員數ニ應ジテ療養給付費ヲ受クルコト
- 十二、道府縣齒科醫師會ハ保險者ヨリ受取ル療養給付費ノ一部分ヲ事務費トナシ、其内ヨリ一定  
ノ標準ニ依リ日本齒科醫師會健康保險部ノ事務費ヲ納付スルコト
- 十三、道府縣齒科醫師會ハ療養給付費及事務費ニ剩餘金ヲ生ジタル時ハ豫備金トシテ積立ツルコ  
ト
- 十四、療養給付費ガ豫算ヲ超過シタルトキハ一定ノ限度内ニ於テ豫備金中ヨリ支出スルコト
- 十五、道府縣齒科醫師會ハ積立テタル豫備金ノ一部ヲ以テ自ラ社會的事業ヲ經營スルコトヲ得

日本齒科醫師會健康保險部要綱

目的

一、道府縣齒科醫師會健康保險部ノ統一ヲ圖リ健康保險ニ關スル調査研究ヲナスヲ以テ目的トス  
ルコト

組織

一、左ノ役員ヲ置クコト

部長 一名 主事 二名

部長ハ會長ノ兼任トシ主事ハ道府縣齒科醫師會ノ會員中ヨリ部長之ヲ推薦ス、其任期ハ二年ケ  
トシ重任ヲ妨ゲザルコト

主事ハ有給トナスコトヲ得

部長ハ保險事務ヲ總理シ主事ハ部長ノ命ヲ受ケテ事務ヲ分擔スルコト

一、左ノ委員ヲ置クコト



健康保險齒科醫療給付審査委員 若干名

委員ハ道府縣齒科醫師會會員中ヨリ部長之ヲ推薦シ齒科醫療給付ニ關スル嚴重ナル審査ヲナシ其ノ適否ヲ審議スルモノトスルコト

委員會ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ムルコト

經費

一、特別會計トスルコト

一、經費ハ道府縣齒科醫師會ノ齒科醫療給付額ニ應ジテ一定ノ規定ニ依ル納入金ヲ以テ之ニ充ツ

一、事務費ニ剩餘ヲ生ジタル時ハ積立金トナシ必要ニ應ジ被保險者健康増進ノ目的ニ適フ事業ニ支出スルコトヲ得ルコト

道府縣齒科醫師會健康保險部要綱

事務執行機關

一、道府縣齒科醫師會ニハ健康保險部ヲ新設スルコト

一、健康保險ニ關スル一切ノ事務ヲ管掌スルコト

一、健康保險部ノ經費及齒科醫療給付ニ關スル經濟ハ特別會計トナスコト

一、健康保險部ニハ左ノ役員ヲ置クコト

部長 一名 副部長 一名 主事 名

一、部長ハ道府縣齒科醫師會會長ノ兼任トスルコト

一、副部長、主事ハ道府縣齒科醫師會ノ會員中ヨリ之ヲ選任シ其任期ヲ二ケ年トス、但シ重任ヲ

妨ゲザルコト

一、部長ハ保險事務ヲ總理シ副部長ハ部長ヲ補佐シテ部長ノ事務ヲ代理スルコト

一、主事ハ部長ノ命ニ依リ事務ヲ分擔スルコト

一、道府縣齒科醫師會ノ會員又ハ會員以外ノ者ニシテ特ニ健康保險ニ關スル知識經驗アルモノヲ

顧問トナスコトヲ得ルコト

一、健康保險部ノ役員及ビ顧問ニハ事務費ノ中ヨリ手當又ハ報酬ヲ支給スルコトヲ得ルコト

一、健康保險部ニ於テハ事務員ヲ置クコトヲ得ルコト

審議機關

- 一、健康保險部ニ健康保險委員會ヲ設置スルコト
- 一、委員ノ數ハ 名トシ會員中ヨリ部長之ヲ推薦ス其任期ヲ二ケ年トスルコト但シ重任ヲ妨ゲザルコト
- 一、委員ハ齒科醫療事務ノ統一ヲ圖ル爲メ、勞働不能診斷書ノ濫發、虛病者ニ對スル診療、過多ナル手術技工等ノ如キ不正事件ノ有無ニ注意シ、其他保險者、及齒科醫師會ノ經濟的有利事項ヲ審査シ併セテ被保險者ノ福利増進ニ注意スルコト
- 一、委員ハ保險者、被保險者、主治醫等ノ間ニ於テ齒科醫療給付ノ件ニ關シ係争ヲ生ジタルトキハ其事項ヲ審査シ圓滿ナル解決ヲナスノ任務ヲ有スルコト
- 一、委員ハ被保險者ノ健康増進ノ爲メ必要ナル事業ヲ計畫シ又ハ適切ナル注意ヲ保險者、被保險者ニ與ヘ且其ノ實行ノ任ニ當ルコト
- 一、健康保險委員會ハ部長之ヲ召集シ議長ハ部長其任ニ當ルコト
- 一、健康保險委員ニハ事務ノ繁閑ニ應ジ監事ノ承認ヲ經テ部長ハ相當ノ報酬ヲ支給スルコトヲ得

ルコト

- 一、健康保險委員ノ任務ハ保險者ノ經濟ヲ有利ナラシムル効果アルヲ以テ保險者ヨリ報酬ノ贈與アル場合ハ部長ノ承認ヲ得テ之ヲ受クル事ヲ得ルコト

監査機關

- 一、健康保險部ノ事業ヲ監査スルタメ監事 名ヲ置クコト、
- 一、監事ハ道府縣齒科醫師會ノ會員中ヨリ總會ニ於テ選舉スルコト其任期ハ二ケ年トシ重任ヲ妨ゲザルコト
- 一、監事ハ健康保險部ノ事務執行機關ヲ監督シ會計ヲ監査シ總會ニ於テ之ヲ報告スル事

## 附 錄

### 健康保險法

#### 第一章 總 則

第一條 健康保險ニ於テハ保險者カ被保險者ノ疾病、負傷、死亡、又ハ分娩ニ關シ、療養ノ給付又ハ傷病手當金、埋葬料分擔費若ハ出産手當金ノ支給ヲ爲スモノトス

第二條 本法ニ於テ報酬ト稱スルハ、事業ニ使用セララル者カ勞務ノ報償トシテ事業主ヨリ受クル賃金給料又ハ俸給及之ニ準スヘキモノヲ謂フ

賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノノ範圍及評價ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 報酬ノ額ニ基キ保險料又ハ保險給付ノ額ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬ニ依リ之ヲ算定ス  
標準報酬ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 保險料其他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ徵收シ又ハ其ノ還付ヲ受クル權利及保險給付ヲ受クル權利ハ、一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

前項ノ時効ノ中斷、停止、其他ノ事項ニ關シテハ民法ノ時効ニ關スル規定ヲ準用ス。命令ノ定ムル所ニ依リ保險者ノ爲ス保險料其他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ徵收ノ告知ハ民法第五百十三條ノ規定ニ拘ラス時効中斷ノ效力ヲ有ス。

第五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定スル期間ノ計算ニ付テハ、民法ノ期間ノ計算ニ關スル規定ヲ準用ス

第六條 健康保險ニ關スル書類ハ印紙稅ヲ課セス

第七條 保險者又ハ保險給付ヲ受ケヘキ者ハ、被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ戶籍ニ關シ、戶籍事務ヲ管掌ス

ル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第八條 保險者ハ被保險者ヲ使用スル事業主ニ對シ、其使用スル者ノ異動、報酬、其他健康保險ノ施行ニ必要ナル事項ニ關シ、報告ヲ爲サシメ又ハ文書ヲ提示セシムルコトヲ得

第九條 保險官署ハ必要アリト認ムルトキハ、當該官吏又ハ吏員ヲシテ、保險事故ノ生シタル作業ノ場所ニ臨檢

セシムルコトヲ得

第十條 主務大臣ハ本法ニ規定スル其ノ職權ノ一部ヲ命令ヲ以テ保險官署ニ委任スルコトヲ得

第十一條 保險料其他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ、保險者ノ請求アルトキハ市町村ハ

市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス。此場合ニ於テ保險者ハ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スヘシ

前項ノ規定ニ於テ市町村トアルハ、市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノトス

第一項ニ規定スル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ、市町村其他之ニ準スヘキモノノ徵收金ニ次キ、他ノ公課ニ

先ツモノトス

第十二條 政府ノ事業ニ使用セラルル者ニ關シテハ、本法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

### 第二章 被保險者

第十三條 工場法ノ適用ヲ受クル工場又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業場若ハ工場ニ使用セラルル者ハ健康保險ノ

被保險者トス。但シ臨時ニ使用セラルル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ、及一年ノ報酬千二百圓ヲ超ユル

職員ハ此ノ限リニ在ラス

第十四條 前條ニ規定スル工場及事業場ヲ除クノ外、左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ノ事業主ハ、主務大臣ノ認可

ヲ受ケ、其ノ事業及之ニ附屬スル事業ニ使用セラルル者ヲ包括シテ、健康保險ノ被保險者ト爲スコトヲ得

一、鑛物ノ採掘又ハ採取ノ事業。

二、物ノ製造、加工、選別、包裝、修理、又ハ解體ノ事業。

三、電氣又ハ動力ノ發生、變壓又ハ傳導ノ事業

四、土木工事又ハ工業ノ建設、保存、修理、若ハ破壞ノ工事ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ。

五、地方鐵道法又ハ軌道法ノ適用ヲ受クル事業。

六、前號ニ掲クルモノヲ除ク外、陸上ニ於テ爲ス貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ

七、貨物積卸ノ事業。

八、前各號ニ掲クルモノノミ、勅令ヲ以テ指定スル事業。

前項ノ認可ヲ申請スルニハ、被保險者トナルヘキ者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス。

一事業ニ於テ作業ノ場所ニ以上アル場合ニ於テハ、第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ主務大臣ハ其一又ハ二以上

ノ場所ニ於ケル作業ヲ一事業ト看做スコトヲ得。

第十五條 前條ノ認可アリタルトキハ、其事業ニ使用セラルル者ハ健康保險ノ被保險者トス。

第十三條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ニ準用ス。

第十六條 工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル工場カ其適用ヲ受ケサルニ至リタルトキハ、其工場ニ付第十四條ノ

第十四條ノ認可アリタルモノト看做ス。

第十七條 第十三條及第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ業務ニ使用セラルルニ至リタル日、又ハ第十三條、

但書若クハ第十五條第二項ノ規定ニ該當セサルニ至リタル日ヨリ其資格ヲ取得ス。

第十八條 第十三條及第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ハ、死亡シタル日、其ノ業務ニハ使用セラレサルニ至リ

タル日、又ハ第十三條但書若ハ第二項ノ規定ニ該當スルニ至リタル日ノ翌日ヨリ其資格ヲ喪失ス。但シ其ノ

事實アリタル日ニ更ニ前條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ、其日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス。

第十九條 第十條ノ規定ニ依ル被保險者ヲ使用スル事業主ハ、主務大臣ノ認可ヲ受ケ、其被保險者ノ全部ヲシテ其ノ資格ヲ喪失セシムルコトヲ得。

前項ノ認可ヲ申請スルニハ被保險者ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス。

第一項ノ認可アリタルトキハ被保險者ハ認可アリタル日ノ翌日ヨリ其資格ヲ喪失ス。

第二十條 第十八條ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ、喪失ノ日前一年内ニ於テ百八十日以上被保險者タリシモノ又ハ喪失ノ際引續キ六十日以上被保險者タリシモノハ、勅令ノ定ムル期間内ニ申請ヲ爲ストキハ、繼續シテ被保險者ト爲ルコトヲ得。

第二十一條 前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ、前條ノ規定ニ依リ被保險者トナリタル日ヨリ百八十日ヲ經過シタルトキ、保險料ヲ納付セスシテ命令ヲ以テ定ムル猶豫期間ヲ經過シタルトキ、又ハ第十三條若クハ第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルトキハ其資格ヲ喪失ス。

前條ノ規定ニ依ル被保險者死亡シタル場合ニハ第十八條ノ規定ヲ準用ス。

### 第三章 保 險 者

第二十二條 健康保險ノ保險者ハ政府及健康保險組合トス。

第二十三條 保險者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ノ健康ヲ保持スル爲必ナル施設ヲ爲スコトヲ得。

第二十四條 政府ハ健康保險組合員ニ非サル被保險者ノ保險ヲ管掌ス。

第二十五條 健康保險組合ハ其組合員タル被保險者ノ保險ヲ管掌ス。

第二十六條 健康保險組合ハ法人トス。

第二十七條 健康保險組合ハ事業主、其ノ事業ニ使用セラルル被保險者、及第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ヲ以テ之ヲ組織ス。

第二十八條 一又ハ二以上ノ事業ニ付被保險者常時三百人以上ヲ使用スル事業主ハ健康保險組合ヲ設立スルコトヲ得。

被保險者ヲ使用スル二以上ノ事業主ハ共同シテ健康保險組合ヲ設立スルコト得。此場合ニ於テハ被保險者ノ員數ハ合算シテ常三百人以上タルコトヲ要ス。

第二十九條 健康保險組合ヲ設立セントスルトキハ、組合員タル資格ヲ有スル被保險者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得、規約ヲ作り、主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ。

二以上ノ事業ニ付健康保險組合ヲ設立セントスル場合ニ於テハ前項ノ同意ハ各事業ニ付之ヲ得ルコトヲ要ス

第三十條 前二條ノ規定ニ於テ被保險者トアルハ第十四條第一項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ト同時ニ健康保險組合ノ設立認可ヲ爲ス場合ニ在リテハ被保險者ト爲ルヘキ者トス。

第三十一條 主務大臣ハ一事業ニ付第十三條ノ規定ニ依ル被保險者常時五百人以上ヲ使用スル事業主ニ對シ健康保險組合ノ設立ヲ命ルスコトヲ得。

第三十二條 前條ノ規定ニ依リ健康保險組合ノ設立ヲ命セラレタル事業主ハ規約ヲ作り設立ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ。

第三十三條 第十四條第三項ノ規定ハ第二十八條第二十九條、及第三十一條ノ規定ノ適用ニ付之ヲ準用ス

第三十四條 健康保險組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時ニ成立ス

第三十五條 健康保險組合ニ成立シタルトキハ事業主及其ノ事業ニ使用セラルル被保險者ハ總テ之ヲ組合員トス

前項ノ被保險者ハ其事業ニ使用セラレサルニ至リタルトキト雖、第二十條ノ規定ニ依ル被保險者タルトキハ仍之ヲ組合員トス。

第三十六條 健康保險組合ノ規約ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其效力ヲ生セス。

第三十七條 主務大臣ハ健康保險組合ニ對シ、事實ニ關スル報告ヲ爲サシメ、事業及財産ノ狀況ヲ検査シ規約ノ變更ヲ命シ其他ノ監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得。

第三十八條 健康保險組合ノ役員ニ欠缺若クハ故障アルトキ、又ハ組合ノ役員保險給付其ノ他其執行スヘキ職務ヲ執行セサルトキハ、主務大臣ハ官吏又ハ其他ノ者ヲ指定シテ其ノ職務ヲ執行セシムルコトヲ得。

前項ノ場合ニ於テハ其職務ノ執行ニ要スル費用ハ健康保險組合ノ負擔トス。

第三十九條 主務大臣ハ健康保險組合ノ決議若クハ役員ノ行爲カ、法令、主務大臣ノ處分若ハ規約ニ違反シ、組合員ノ利益ヲ害スルノ虞レアリト認ムルトキ、又ハ組合ノ事業、繼續ヲ困難ナリト認ムルトキハ決議ヲ取消シ、役員ヲ解職シ又ハ組合ノ解決ヲ命スルコトヲ得。

第四十條 解散ニ因リテ消滅シタル健康保險組合ノ權利義務ハ政府之ヲ承繼ス。

第四十一條 本法ニ規定スルモノノ外、健康保險組合ノ管理、財産ノ保管及利用方法、分合解散、其他健康保險組合ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

第四十二條 同時ニ二以上ノ業務ニ使用セラルル被保險者ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル。

#### 第四章 保險 給付

第四十三條 被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ療養ノ給付ヲ爲ス。

第一項ノ場合ニ於テ療養上必要アリト認ムルトキハ保險者ハ被保險者ヲ病院ニ收容スルコトヲ得。

第四十四條 療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合、又ハ被保險者ノ申請アリタル場合ニ於テハ、保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ、療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得。

第四十五條 被保險者療養ノ爲メ勞務ニ服スルコト能ハサルトキハ、其期間傷病手當金トシテ一日ニ付報酬月額ノ百分ノ六十ニ相當スル金額ヲ支給ス。但シ業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合以外ノ場合

ニ於テハ勞務ニ服スルコト能ハサルニ至リタル日ヨリ起算シ第四日ヨリ之ヲ支給ス。

第四十六條 病院ニ收容シタル被保險者ニ對シテ支給スヘキ傷病手當金ハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得。

第四十七條 療養ノ給付ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ、同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付百八十日ヲ超エテ之ヲ爲サス。

業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ニ於テハ療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ一年內百八十日ヲ超エテ之ヲ爲サス。

被保險者ハ前二項ノ規定ニ拘ラス、傷病手當金ノ支給ヲ受クル期間療養ノ給付ヲ受ク。

第四十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ保險者ハ前條ニ規定スル期間ヲ超ヘテ療養ヲ必要トスル者ニ對シ繼續シテ療養ノ給付ヲ爲スコトヲ得。

一、他ノ法令ノ規定ニ依リ事業ノ主ヨリ扶助ヲ受クヘキ者ニ付其事業主ヨリ申請アリタルトキ。

二、前號以外ノ場合ニ於テ、療養ノ給付ニ要スル費用ノ償還付ニ擔保ヲ提供シ其他確實ナル方法ヲ定メ本人又ハ第三者ヨリ申請アリタルトキ。

前條第一號ノ場合ニ於テ、療養ノ給付ニ要シタル費用ニ相當スル金額ハ事業主ヨリ之ヲ徵收ス。

第四十九條 被保險者死亡シタルトキハ、被保險者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノニシテ埋葬ヲ行フモノニ對シ、埋葬料トシテ被保險者ノ報酬日額ノ二十日分ニ相當スル金額ヲ支給ス。但シ金額カ二十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ二十圓トス。

被保險者死亡シタル場合ニ於テ、前項ノ規定ニヨリ埋葬料ノ支給ヲ受クヘキ者ナキトキハ、埋葬ヲ行ヒタルモノニ對シ前項ノ金額ノ範圍內ニ於テ、其埋葬ニ要シタル費用ニ相當スル金額ヲ支給ス。

第五十條 被保險者ノ分娩シタルトキハ分娩費トシテ金二十圓ヲ、出産手當金トシテ分娩ノ前後ニ勅令ヲ以テ定ムル期間一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十ニ相當スル金額ヲ支給ス。

第五十一條 保險者ハ被保險者ヲ産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲スコトヲ得。  
産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル被保險者ニ對シテ支給スヘキ分娩費及出産手當金ハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得。

第五十二條 分娩ニ關スル保險給付ニ付テハ勅令ヲ以テ分娩前一定ノ期間被保險者タリシ者ニ非ラサレハ之ヲ爲ササルコトヲ定ムルコトヲ得。

第五十三條 分娩ノ前後ニ保險者ニ變更アリタル場合ニ於テハ、分娩ニ關スル保險給付ニ要スル費用ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係アル保險者之ヲ分擔ス。

第五十四條 出産手當金ノ支給ヲ爲ス場合ニ於テハ其期間傷病手當金ハ之ヲ支給セス。

第五十五條 被保險者ノ資格ヲ喪失シタル際、疾病、負傷、又ハ分娩ニ關シ保險給付ヲ受クルモノハ、保險者トシテ保險ニ給付ヲ受クルコトヲ得ヘカリシ期間、繼續シテ同一保險者ヨリ其給付ヲ受クルコトヲ得。

第五十六條 前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受クル者死亡シタルトキ、前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケタルモノ其給付ヲ受ケサルニ至リタル日後九十日以内ニ死亡シタルトキ、又ハ其他ノ被保險者タリシ者ノ資格ヲ喪失シタル日後九十日以内ニ死亡シタルトキハ、被保險者タリシ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フモノハ、最後ノ保險者ヨリ埋葬料ノ支給ヲ受クルコトヲ得。

前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クルモノナキ場合、及前項ノ埋葬料ノ金額ニ付テハ、第四十九條ノ規定ヲ準用ス。

第五十七條 被保險者タル者、被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日後勅令ヲ以テ定ムル期間内ニ分娩シタルトキハ分

娩ニ關シ被保險者トシテ受クル事ヲ得ヘカリシ保險給付ヲ最後ノ保險者ヨリ受クルコトヲ得。

第五十八條 疾病ニ罹リ、負傷シ、又ハ分娩シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコトヲ得ヘキモノニ對シテハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ、之ヲ受クルコトヲ得ヘキ期間傷病手當金又ハ出産手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セス。

第五十九條 前條ニ掲クル者疾病ニ罹リ、負傷シ、又ハ分娩シタル場合ニ於テ其受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコト能ハサリシトキハ、保險者ハ之ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給ス。

前項ノ規定ニ依リ保險者ノ支給シタル金額ハ事業主ヨリ之ヲ徴收ス。

第六十條 被保險者、又ハ被保險者タリシ者自己ノ故意ノ犯罪行為ニ因リ又ハ故意ニ事故ヲ生セシメタルトキハ保險給付ヲ爲サス。

第六十一條 被保險者、鬪争若ハ泥酔ニ因リ又ハ故意ニ危害豫防ニ關スル業務上ノ監督者ノ指揮ニ従ハサルニ因リ事故ヲ生セシメタルトキハ傷病手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セサルコトヲ得。

第六十二條 保險給付ヲ受クヘキ者、左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ期間保險給付ヲ爲サス。

- 一、陸海軍ニ徴收又ハ召集セラレタルトキ。
  - 二、本法施行區域外ニ在ルトキ。
  - 三、感化院其ノ他之ニ準スヘキモノニ入院セシメラレタルトキ。
  - 四、監獄、留置場又ハ服役場ニ拘禁又ハ留置セラレタルトキ。
- 他ノ法令ノ規定ニ依リ、國又ハ公共團體ノ負擔ニ於テ病院、病舎又ハ療養所ニ收容セラレタル者ニ對シテ療養ノ給付ヲ爲サス。

前項ニ掲クル者ニ付テハ第四十六條ノ規定ヲ準用ス。

第六十三條 保險者ハ正當ノ理由ナクシテ療養ニ關スル指揮ニ從ワサルモノニ對シ、之ニ支給スヘキ傷病手當金ノ一部ヲ支給セサルコトヲ得。

第六十四條 保險者ハ詐欺、其他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケントシタルモノニ對シ、勅令ノ定ムル所ニ依リ、期間ヲ定メ、保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲ササルコトヲ得。

第六十五條 保險者ハ必要アリト認ムルトキハ、保險給付ヲ受クルモノノ診斷ヲ行フコトヲ得。

第六十六條 保險者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ拒ミタル者ニ對シ、保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲ササル事ヲ得

第六十七條 保險者ハ事故カ第三者ノ行爲ニ因リテ生シタル場合ニ於テ、保險給付ヲ爲シタルトキハ、其ノ給付ノ價額ノ限度ニ於テ被保險者又ハ被保險者タリシ者カ、第三者ニ對シテ有スル損害賠償請求ノ權利ヲ取得ス

第六十八條 保險給付ヲ受クル權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ス。

第六十九條 保險給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ、租稅其他ノ公課ヲ課セス。

**第五章 費用ノ負擔**

第七十條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ、各健康保險組合ノ保險給付ニ要スル費用ノ十分ノ一ヲ負擔ス。

前項ノ規定ニ依リ國庫負擔金ノ總額カ、被保險者一人ニ付一年平均二圓ノ割合ヲ超ユル場合ニ於テハ各健康保險組合ニ對スル國庫負擔金ハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ限度ニ至ルマテ之ヲ減額スルモノトス。

前項ニ規定スル被保險者ノ員數ノ計算ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

第七十一條 保險者ハ健康保險事業ニ要スル費用ニ充ツル爲保險料ヲ徵收ス。

保險料ノ算定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

第七十二條 被保險者及被保險者ヲ使用スル事業主ハ各保險料額ノ二分ノ一ヲ負擔ス。但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其金額ヲ負擔ス。

第七十三條 業務ノ性質上事故多キ事業ニ使用セラルル被保險者又ハ少額ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ、勅令ヲ以テ事業主ノ負擔スヘキ割合ヲ増加スルコトヲ得。

第七十四條 被保險者ノ負擔スヘキ保險料額ハ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ三ヲ超ユルコトヲ得ス。

但シ第三十條ノ規定ニ依リ被保險者ニ付テハ此限りニ在ラス。

第七十五條 健康保險組合ハ第七十二條若クハ前條ノ規定又ハ第七十三條ニ基キテ發スル勅令ノ規定ニ拘ラス其規約ヲ以テ事業主ノ負擔スヘキ保險料額ノ負擔ノ割合ヲ増加スルコトヲ得。

第七十六條 被保險者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其期間保險料ヲ徵收セス。

一、傷病手當金又ハ出產手當金ノ支給ヲ受クルトキ。

二、第六十二條第一項各號ノ一ニ該當スルトキ。

第七十七條 事業主ハ其ノ使用スル被保險者ノ負擔スヘキ保險料ヲ納付スル義務ヲ負フ。但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ負擔スル保險料ニ付テハ此ノ限りニ在ラス。

第七十八條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リ納付スヘキ保險料ヲ、被保險者ニ支拂フヘキ報酬ヨリ控除スルコトヲ得。

第七十九條 保險料ノ納付期日ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

**第六章 審査ノ請求、訴願及訴訟**

第八十條 保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ハ第一次健康保險審査會ニ審査ヲ請求シ其決定ニ不服アルモノハ



第二次健康保險審査會ニ審査ヲ請求シ、其決定ニ不服アルモノハ通常裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得。  
第八十一條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ賦課又ハ徵收ノ處分ニ不服アル者ハ、其處分ヲ爲シタル保險官署又ハ健康保險組合ヲ監督スル保險官署ニ訴願シ、其裁決ニ不服アルモノハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得。

第八十二條 前條ノ規定ニ依ル訴願ノ提起アリタルトキハ保險官署ハ第二次健康保險審査會ノ審査ヲ經、主務大臣ハ第三次健康保險審査會ノ審査ヲ經テ裁決ヲ爲スヘシ。

第八十三條 健康保險組合ノ組織及審査ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

第八十四條 第十一條ノ規定ニ依ル處分ニ不服アル者ハ地方長官ニ訴願シ其裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得。

第八十五條 健康保險審査會ハ審査ノ爲必要アリト認ムルトキハ、證人又ハ鑑定人ノ訊問、其他ノ證據調ヘヲ爲スストヲ得。

證據調ハ所要ノ事務ヲ取扱フヘキ地ノ區裁判所ニ之ヲ囑託スルコトヲ得。

證據調ヘニ關シテハ民事訴訟法ノ證據調ニ關スル規定ヲ準用ス。但シ健康保險審査會ノ爲ス證據調ヘニ關シテハ罰金ノ言渡ヲ爲シ又ハ拘引ヲ命スルコトヲ得ス。

第八十六條 審査ノ請求、訴ノ提起、又ハ訴願、若クハ行政訴訟ノ提起ハ、處分ノ通知又ハ決定書若クハ裁決書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スヘシ。此場合ニ於テ審査ノ請求ニ付テハ訴願法第八條第三項ノ規定ヲ訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟第六十七條及第七十四條乃至第七十七條ノ規定ヲ準用ス。

**第七章 罰 則**

第八十七條 正當ノ理由ナクシテ第九條ノ規定ニ依ル當該官吏又ハ吏員ノ臨檢ヲ拒ミ、若ハ妨ケ、又ハ其訊問ニ

對シ答辯ヲ爲サス、若ハ虚偽ノ答辯ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス。

第八十八條 第八條ノ規定ニ依ル保險者ノ請求アリタル場合ニ於テ、正當ノ理由ナクシテ報告ヲ爲サス、虚偽ノ報告ヲ爲シ、又ハ文書ノ提示ヲ拒ミタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス。

第八十九條 健康保險組合ノ設立ヲ命セラレタル事業主、正當ノ理由ナクシテ主務大臣ノ指定スル期日迄ニ設立ノ認可ヲ申請セサルトキハ、其手キノ遅延シタル期間其負擔スヘキ保險料額ノ二倍ニ相當スル金額以下ノ過料ニ處ス。

第九十條 健康保險組合カ第三十七條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ、又ハ處分ヲ拒ミ、若ハ妨ケタルトキハ其役員ヲ百圓以下ノ科料ニ處ス。

本法ニ基キテ發スル健康保險組合ニ關スル勅令ニ於テハ、組合力之ニ違反シタル場合ニ於テ其役員ヲ百圓以下ノ科料ニ處スル規定ヲ設クルコトヲ得。

第九十一條 前條ノ過料ニ付テハ非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用ス。

**附 則**

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

**健康保險法施行令 (勅令第二百四十三號)**

**第一章 總 則**

第一條 健康保險法第二條第一項ノ賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノノ範圍ハ常時又ハ定期ニ受クル給與其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲クルモノヲ除ク  
一 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與又ハ手當

- 二 通勤手当
- 三 住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ賃金、給料又ハ俸給ノ額ノ決定ニ影響ナキモノ
- 四 其ノ他内務大臣ノ指定スルモノ

第二條 賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノノ全部又ハ一部カ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價額ハ保險官署ノ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス

前項ノ標準價格ハ其ノ地方ノ時價ニ依リ之ヲ定ム

健康保險組合ハ第一項ノ規定ニ拘ラス規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第三條 健康保險法第三條第一項ノ標準報酬ハ被保險者ノ報酬日額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬ノ等級	標準報酬日額	報 酬 日 額
第一級	三十錢	三十五錢未滿
第二級	四十錢	三十五錢以上四十五錢未滿
第三級	五十錢	四十五錢以上五十五錢未滿
第四級	六十錢	五十五錢以上六十五錢未滿
第五級	七十錢	六十五錢以上七十五錢未滿

第六級	八十錢	七十五錢以上八十五錢未滿
第七級	一圓	八十五錢以上一圓十五錢未滿
第八級	一圓三十錢	一圓十五錢以上一圓四十五錢未滿
第九級	一圓六十錢	一圓四十五錢以上一圓七十五錢未滿
第十級	一圓九十錢	一圓七十五錢以上二圓五錢未滿
第十一級	二圓二十錢	二圓五錢以上二圓三十五錢未滿
第十二級	二圓五十錢	二圓三十五錢以上二圓六十五錢未滿
第十三級	二圓八十錢	二圓六十五錢以上二圓九十五錢未滿
第十四級	三圓十錢	二圓九十五錢以上三圓二十五錢未滿
第十五級	三圓五十錢	三圓二十五錢以上三圓七十五錢未滿

第十六級 四 圓 三圓七十五錢 以上

第四條 標準報酬ハ毎年六月一日ノ現在ニ依リ之ヲ定メ七月一日ヨリ翌年六月三十日迄其ノ效力ヲ有ス但シ被保險者ノ資格ヲ取得シタル際ニ於ケル標準報酬ハ其ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定メ其ノ日ヨリ六月三十日迄其ノ效力ヲ有ス

被保險者ノ報酬ニ著シキ増減アリタルトキハ保險者ハ前項ノ規定ニ拘ラス標準報酬ノ變更ヲ爲スヘシ  
健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラス引續キ従前ノ標準報酬ニ依ル健康保險組合ハ第一項ノ規定ニ拘ラス標準報酬ノ決定ニ關シ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第五條 第三條ニ規定スル被保險者ノ報酬日額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

一 年ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル年額ノ三百六十分ノ一

二 月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル月額ノ三十分ノ一

三 前二號ノ外一定ノ期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニハテハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル其ノ報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シテ得タル額

四 日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日前三月間ニ受ケタル額ノ九十分ノ一但シ現ニ使用セラルル事業ニ於テ報酬ヲ受ケタル期間三月ニ滿タサルトキハ其ノ地方ニ於テ同様ノ作業ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受ケル被保險者ノ報酬ニ付本號ノ規定ニ依リテ算定シタル額

五 前四號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ標準報酬決定ノ日前一年間ニ於テ受ケタル額ノ三百六十分ノ一但シ現ニ使用セラルル事業ニ於テ報酬ヲ受ケタル期間三百六十日ニ滿チサルトキハ其ノ受ケタル報酬ノ

額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シテ得タル額

六 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受ケル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依ル算定シタル額ノ合算額

七 同時ニ二以上ノ業務ニ於テ報酬ヲ受ケル場合ニ於テハ各業務ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

被保險者ノ報酬日額カ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額カ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス保險者ニ於テ適當ノ方法ニ依リ之ヲ算定スヘシ

保險者カ健康保險組合ナル場合ニ於テハ前項ノ算定方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第六條 健康保險法又ハ本令ノ規定ニ依リ事業主カ内務大臣ノ認可ヲ受クヘキ場合ニ於テ政府カ事業主ナルトキハ内務大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第七條 政府ノ事業ニ使用セラルル被保險者カ健康保險法ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受クヘキ場合ニ於テ内務大臣ノ指定シタル共濟組合ヨリ其ノ保險給付ニ相當スル給付ヲ受クルトキハ其ノ重複スル部分ニ付テハ保險給付ヲ爲サス

前項ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定スル共濟組合ハ左ノ要件ヲ具フルモノニ限ル

一 健康保險法ノ規定ニ依ル保險給付ト同種ノ給付ヲ爲スコト

二 給付ニ要スル費用ニ付政府カ健康保險法ノ規定ニ依ル國庫及事業主ノ負擔ト同一ノ割合ヲ下ラサル負擔ヲ爲スコト

第八條 前條ノ規定ニ依ル保險給付ノ全部又ハ一部ヲ受ケサル者ニ付テハ保險料ハ其ノ程度ニ應シ之ヲ減額シ又ハ之ヲ徵收セス

第二章 被保險者

第九條 臨時ニ使用セラルル者ノ中左ニ掲クル者ハ健康保險法第十三條但書又ハ第十五條第二項ノ規定ニ依リ被保險者タラサルモノトス但シ第一號ニ該當スル者所定ノ期間ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキ又ハ第二號若ハ第三號ニ該當スル者三十日ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 六十日以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者

二 使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用セラルル者

三 日日雇入レラルル者

四 前各號ニ掲クルモノノ外内務大臣ノ定ムル者

第十條 健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者タラムトスル申請ハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日(繼續シテ保險給付ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル日)ヨリ十日以内ニ之ヲ爲スヘシ但シ保險者ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ノ申請ト雖之ヲ受理スルコトヲ得

第三章 健康保險組合

第一節 組合ノ設立

第十一條 事業主健康保險組合ヲ設立スル爲健康保險法第二十九條ノ同意ヲ求ムル場合ニ於テハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ同條ノ被保險者(健康保險法第三十條ノ場合ニ在リテハ被保險者ト爲ルヘキ者)全部ニ送付スヘシ

一 組合員タルヘキ者ノ範圍

二 組合ノ組織ノ概要

三 保険料ノ概要

四 保險給付ノ概要

五 其ノ他事業計畫ノ概要

第十二條 規約ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

一 組合ノ名稱

二 事務所ノ所在地

三 組合ノ設立アル事業ノ名稱及所在地

四 公示ノ方法

五 其ノ他組合ニ關シ重要ナル事項

第十三條 組合ハ其ノ名稱中ニ健康保險組合ナル文字ヲ用フヘシ

健康保險組合ニ非サルモノハ其ノ名稱中ニ健康保險組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ス

第十四條 組合設立ノ際ニ定ムヘキ保険料率及初年度ノ收入支出ノ豫算ハ事業主之ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十五條 組合設立ノ認可ヲ爲シタルトキハ内務大臣ハ左ノ事項ヲ告示スヘシ

一 組合ノ名稱

二 事務所ノ所在地

三 組合ノ設立アル事業ノ名稱及所在地

四 認可ノ年月日

前項各號ノ事項ニ關スル規約ノ變更ヲ認可シタルトキハ内務大臣ハ其ノ事項ヲ告示スヘシ

第十六條 組合設立ノ認可アリタルトキハ事業主ハ遲滞ナク規約ヲ公示スヘシ規約ノ變更アリタルトキ亦同シ

第十七條 組合設立ノ認可アリタルトキハ事業主ハ遲滯ナク組合會ヲ招集シ組合設立ノ經過、保險料率及初年度

ノ收入支出ノ豫算其ノ他重要ナル事項ヲ報告スヘシ

第十八條 組合設立後理事就職ニ至ル迄ハ事業主理事ノ職務ヲ行フ

第二節 組合ノ會議

第十九條 組合ニ組合會ヲ置ク

組合會ハ組合會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十條 議員ノ定數ハ十二人以上ノ偶數トシ其ノ半數ハ事業主ニ於テ事業主（若ハ其ノ代理人）及其ノ事業ニ

使用セラルル者ノ中ニ就キ之ヲ選定シ他ノ半數ハ被保險者タル組合員ニ於テ之ヲ互選ス

第二十一條 議員就職シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ公示スヘシ議員退職又ハ死亡シタルトキ亦同シ

第二十二條 議員ノ選舉ハ無記名投票ニ依リ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

第二十三條 選舉人タル組合員議員ノ選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ第二十一條ノ公示ノ日ヨリ七日

以内ニ之ヲ理事ニ申立ツルコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ理事ハ二十日以内ニ之ヲ組合會ノ決定ニ付シ其ノ決定アリタルトキハ遲滯ナク之ヲ

公示スヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ決定アリタル日ヨリ三十日以内ニ監督官廳ニ訴願スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ健

康保險組合ヲ訴願法ノ規定ニ依ル行政廳ト看做ス

議員ハ第二項ノ決定又ハ前項ノ訴願ノ裁決アル迄ハ會議ニ列席シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハス

第二十四條 本令ニ規定スルモノノ外議員ノ定數、資格、任期、選定及選舉ニ關スル事項ハ規約ノ定ムル所ニ依

ル

第二十五條 組合會ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

一 收入支出ノ豫算

二 事業報告及決算

三 收入支出豫算ヲ以テ定ムルモノノ外新ナル義務ノ負擔又ハ權和ノ拋棄

四 準備金ノ管理方法

五 準備金其ノ他重要ナル財産ノ處分

六 組合債

七 規約ノ變更

八 保險料率

九 訴願訴訟ノ提起及和解

十 其ノ他重要ナル事項

第二十六條 組合會ハ組合ノ事務ニ關スル書類ヲ檢閲シ、理事ノ報告ヲ請求シ又事務ノ管理、議決ノ執行及出納

ヲ檢査スルコトヲ得

組合會ハ議員中ヨリ委員ヲ選舉シ前項ノ組合會ノ權限ニ屬スル事項ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十七條 組合會ハ理事之ヲ招集ス

議員定數ノ三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ組合會招集ノ請求ヲ爲シタルトキハ理事ハ七日以内

ニ之ヲ招集スヘシ

組合會ノ招集ハ會議ノ目的タル事項ヲ示シ急施ヲ要スル場合ヲ除クノ外開會ノ日ヨリ少クトモ三日前ニ之ヲ爲

スヘシ

前二項ノ期間ニ付テハ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

組合會開會中急施ヲ要スル事項アルトキハ理事ハ直ニ之ヲ其ノ會議ニ付スルコトヲ得

組合會ハ理事之ヲ開閉ス

第二十八條 組合會ノ議長ハ理事長ヲ以テ之ニ充ツ

理事長故障アルトキハ其ノ代理者議長ノ職務ヲ行フ

決算ノ認定ニ關スル會議ノ議長ハ前二項ノ規定ニ拘ラス理事以外ノ出席議員ヨリ互選セラレタル者ヲ以テ之ニ充ツ

議長ハ會議ヲ總理シ議場ノ秩序ヲ保持ス

第二十九條 組合會ハ議員定數ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス但シ第三十二條ノ除斥ノ爲半數ニ滿チサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十條 組合會ノ議事ハ出席議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十一條 規約變更ノ議事ハ議員定數ノ四分ノ三以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス

第三十二條 議長及議員ハ其ノ一身上ニ關スル事項ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ス但シ組合會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第三十三條 議員ハ自ら會議ニ出席シ表決ヲ爲スヘシ但シ會議ニ出席スルコト能ハサル議員ハ規約ノ定ムル所ニ依リ豫メ書面ヲ以テ出席議員ニ委任シテ表決ヲ爲スコトヲ妨ケス此ノ場合ニ於テハ之ヲ會議ニ出席シタルモノト看做ス

第三十四條 組合員ハ規約ニ定ムル特別ノ場合ヲ除クノ外組合會ノ會議ヲ傍聽スルコトヲ得

第三十五條 議員ハ其ノ職務ノ爲要スル旅費ノ支給ヲ組合ヨリ受クルコトヲ得

被保險者タル議員其ノ職務ヲ行フニ因リ平常ノ業務ニ對スル報酬ヲ受クルコトヲ得サル場合ニ於テハ其ノ補償ヲ組合ヨリ受クルコトヲ得

第一項ノ旅費及前項ノ補償ノ額及支給方法ハ規約ノ定ムル所ニ依ル

第三節 組合役員

第三十六條 組合ニ理事ヲ置ク

理事ノ定數ハ四人以上ノ偶數トシ其ノ半數ハ事業主ノ選定シタル議員ニ於テ、他ノ半數ハ被保險者タル組合ノ互選シタル議員ニ於テ之ヲ互選ス

理事ノ中一人ヲ理事長トシ事業主ノ選定シタル議員タル理事中ニ就キ理事之ヲ選舉ス

第三十七條 理事長ハ組合ヲ代表ス

理事長故障アルトキハ規約ノ定ムル所ニ依リ他ノ理事其ノ職務ヲ代理ス

第三十八條 組合ノ事務ハ理事ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ理事長ノ決スル所ニ依ル

第三十九條 組合會成立セス又ハ其ノ議決スヘキ事項ヲ議決セサルトキハ理事ハ監督官廳ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スヘキ事項ヲ處置スルコトヲ得

第四十條 組合會ニ於テ議決スヘキ事項ニ關シ臨時危施ヲ要スル場合ニ於テ組合會成立セサルトキハ又ハ之ル招集スルノ暇ナキトキハ理事之ヲ專決スルコトヲ得

第四十一條 前二條ノ規定ニ依リ處置ヲ爲シタルトキハ理事ハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ組合會ニ報告スヘシ

第四十二條 理事ハ規約、財産目錄、事業報告書、組合原簿及組合會ノ會議録ヲ事務所ニ備フヘシ

組合員前項ノ書類ノ閱覽ヲ求メタルトキハ理事ハ正當ノ事由ニアルニ非サレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十三條 第二十一條、第二十四條及第三十五條ノ規定ハ理事及理事長ニ之ヲ準用ス

第四節 組合ノ財務

第四十四條 組合ノ會計年度ニ政府ノ會計年度ニ依ル

第四十五條 組合ハ毎會計年度收入支出ノ豫算ヲ調製シ監督官廳ノ認可ヲ受クルヘシ豫算ヲ更正又ハ追加シタルトキ亦同シ

豫算ニ定メタル各款ノ金額ハ彼此流用スルコトヲ得ス

豫算ニ定メタル各項ノ金額ハ組合會ノ議決ヲ經テ之ヲ流用スルコトヲ得

第四十六條 組合ハ組合會ノ議決ヲ經テ繼續費ヲ設クルコトヲ得

第四十七條 組合ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲豫備費ヲ設クヘシ

豫備費ハ規約ヲ以テ定メタル費途以外ノ費途ニ之ヲ充ツルコトヲ得ス

第四十八條 組合ニ於テ其ノ收入金ヲ收納スルハ翌年度五月三十一日、其ノ支出金ヲ支拂フハ翌年度四月十五日限リトシ其ノ出納ヲ閉鎖ス

第四十九條 組合ハ保険料率ヲ變更セシムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五十條 組合ハ少クトモ保險給付ニ要シタル費用ノ前三年度ノ平均年額ニ相當スル額ニ達スル迄毎年度ノ剩餘金中ヨリ該平均年額ノ百分ノ五以上ニ相當スル額(剩餘金カ該平均年額ノ百分ノ五ニ達セサルトキハ其ノ全額)ヲ準備金トシテ積立ツヘシ

前項ノ限度内ノ準備金ハ保險料給付ニ要スル費用ニ不足ヲ生シタルトキニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第五十一條 組合ハ準備金ノ管理方法ヲ定メ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五十二條 準備金以外ノ財産ノ管理方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第五十三條 組合ハ支拂上現金ハ不足ヲ生シタルトキハ準備金ニ屬スル現金ヲ繰替使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ仍現金ニ不足アルトキハ一時借入金ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ繰替使用シタル金額及一時借入金ハ當該會計年度内ニ之ヲ返還スヘシ

第二項ノ一時借入金ヲ爲シ得ヘキ限度ハ毎年度監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五十四條 組合ハ組合債ヲ起シ、起債ノ方法、利息ノ定率若ハ償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更セムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五十五條 組合ハ重要ナル財産ノ處分ヲ爲サムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五節 組合ノ分合解散

第五十六條 組合合併又ハ分割ヲ爲サムトスルトキハ關係アル組合ノ組合會ニ於テ議員定數ノ四分ノ三以上ノ多數ヲ以テ之ヲ議決シ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ規約ノ變更ヲ要スルトキハ前項ノ議決ト共ニ之ヲ議決スヘシ

第五十七條 組合ノ分割ハ組合ノ設立アル事業ノ一部ニ付之ヲ爲スコトヲ得ス

一事業ニ於テ作業ノ場所二以上アル場合ニ於テハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ内務大臣ハ其ノ一又ハ二以上ノ場所ニ於ケル作業ヲ一事業ト看做スコトヲ得

第五十八條 分割ヲ爲ス場合ニ於テハ分割後存続スル組合又ハ分割ニ因リテ成立スル組合ノ被保險者タル組合員ノ員數ハ常時三百人以上タルヘキコトヲ要ス

第五十九條 合併ニ因リテ成立スル組合ノ規約、保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算ハ各組合ニ於テ選任シタル者共同シテ之ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六十條 分割ニ因リテ成立スル組合ノ規約、保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算ハ其ノ組合ノ組合員タルヘキ

事業主ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六十一條 合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ成立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

分割ニ因リテ成立シタル組合ハ分割ニ因リテ消滅シタル組合又ハ分割後存続スル組合ノ權利義務ノ一部ヲ承繼ス

前項ノ規定ニ依リ承繼スル權利義務ノ限度ハ分割ノ議決ト共ニ之ヲ議決シ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六十二條 組合ノ合併又ハ分割ノ認可ヲ爲シタルトキハ内務大臣ハ合併又ハ分割ニ因リテ成立又ハ消滅シタル

組合及合併又ハ分割後存続スル組合ニ付左ノ事項ヲ告示スヘシ

一 組合ノ名稱

二 事務所ノ所在地

三 組合ノ設立アル事業ノ名稱及所在地

四 認可ノ年月日

第六十三條 第十六條乃至第十八條ノ規定ハ合併又ハ分割ニ因リテ成立シタル組合ニ付之ヲ準用ス

合併又ハ分割ノ際其ノ合併又ハ分割シタル組合ノ理事タリシ者カ合併又ハ分割ニ因リテ成立シタル組合ノ組合

員タル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依リ事業主ノ行フヘキ職務ハ其ノ理事タリシ者之ヲ行フ

第六十四條 組合解散ヲ爲サムトスルトキハ組合會ニ於テ議員定數ノ四分ノ三以上ノ多數ヲ以テ之ヲ議決シ内務

大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六十五條 組合ハ被保險者タル組合員ナキニ至ルモ其ノ欠缺カ一時的ナ場合ニ於テハ解散スルコトナシ

第六十六條 組合解散シタルトキハ内務大臣ハ第六十二條ノ例ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第六十七條 組合ノ設立アル事業ヲ増減セムトスルトキハ編入又ハ削除セラルヘキ事業ノ事業主ノ全部及其ノ事

業ニ使用セラルル被保險者ノ二分ノ一以上ノ同意アルコトヲ要ス

編入又ハ削除セラルヘキ事業二以上アル場合ニ於テハ前項ノ被保險者ノ同意ハ各事業ニ付之ヲ得ルコトヲ要ス

第二項ノ規定ニ於テ被保險者トアルハ健康保險法第十四條第一項ノ規定ニ依リ認可ノ申請ト同時ニ事業編入ニ

關スル規約變更ノ認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ被保險者ト爲ルヘキ者トス

第六十八條 第五十七條ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十九條 事業ノ削除ヲ爲ス場合ニ於テハ削除後ニ於テモ組合被保險者タル組合員ノ員數ハ常時三百人以上タ

ルヘキコトヲ要ス

第七十條 組合カ第六十七條ノ同意ヲ求ムルトスルトキハ事業ノ編入ノ場合ニ在リテハ第十一條各號ニ掲クル

事項ヲ記載シタル書面ヲ事業ノ削除ノ場合ニ在リテハ削除ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ編入又ハ削除ニ因リ組合

員タル資格ヲ取得又ハ喪失スヘキ者ノ全部ニ送附スヘシ

第六節 組合ノ監督

第七十一條 内務大臣ハ組合會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

組合會解散ノ場合ニ於テハ一月以内ニ議員ノ選定及選舉ヲ爲スヘシ

第七十二條 健康保險法第三十九條ノ規定ニ依リ解職セラレタル者ハ二年間組合ノ役員タルコトヲ得ス

第七十三條 第二十三條第三項、第三十九條、第四十五條第一項、第四十九條、第五十一條、第五十三條第四項

第五十四條及第五十五條ニ於テ監督官廳トアルハ社會局長官トス

第四章 保險給付

第七十四條 健康保險法第四十三條第一項ノ療養ノ給付ノ範圍左ノ如シ



- 一 診 察
- 二 藥劑又ハ治療材料ノ支給
- 三 處置、手術其ノ他ノ治療
- 四 看 護
- 五 被保險者ノ移送

前項第三號ノ給付ハ緊急ノ場合其ノ他保險者必要アリト認ムル場合ヲ除クノ外之ニ要スル費用一回二十圓ヲ以テ限度トス

第一項第四號及第五號ノ給付ハ保險者必要アリト認ムル場合ニ於テ爲スモノ限ル

第七十五條 前條第一項第一號乃至第三號ノ給付ニ付テハ被保險者ハ保險者ノ指定シタル醫師又ハ醫科醫師中自己ノ選定シタル者ニ就キ之ヲ受クルコトヲ得但シ健康保險法第四十三條第三項ノ規定ニ依リ病院ニ收容セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

被保險者前項ノ規定ニ依リ醫師又ハ齒科醫師ヲ選定シタルトキハ保險者ノ承認アリタル場合ヲ除クノ外同一ノ疾病又ハ負債ノ療養ニ付テハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

保險者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ前項ノ承認ヲ拒ムコトヲ得ス

第七十六條 前條ニ規定スル醫師又ハ齒科醫師處方箋ヲ交付シタルトキハ被保險者ハ保險者ノ指定シタル藥劑師中自己ノ選定シタル者ニ就キ藥劑ヲ受クルコトヲ得

第七十七條 左ノ場合ニ於テハ健康保險法第四十四條ノ規定ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

一 保險者ニ於テ療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナリト認メタルトキ

- 二 被保險者カ保險者ノ承認ヲ受ケ其ノ指定セサル醫師又ハ齒科醫師ノ診療ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ被保險者ノ申請アリタルトキ
  - 三 被保險者カ緊急ノ場合ニ於テ保險者ノ指定セサル醫師。齒科醫師其ノ他ノ者ノ手當ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ被保險者ノ申請アリタルトキ
- 健康保險組合ハ前項各號ノ外規約ヲ以テ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得ル場合ヲ定ムルコトヲ得

第七十八條 前條ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ療養給付ヲ爲ス場合ニ要スル額ヲ標準トシテ保險者之ヲ定ム

第七十九條 病院ニ收容シタル被保險者ニ對シ支給スヘキ傷病手當金ハ左ノ額トス

- 一 主トシテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者ナキ場合 標準報酬日額ノ百分ノ二十
- 二 前號ニ掲クル者二人以内ナル場合 標準報酬日額ノ百分ノ四十
- 三 第一號ニ掲クル者三人以上ナル場合 標準報酬日額ノ百分ノ六十

第八十條 出産手當金ハ被保險者カ分娩ノ日前二十八日、分娩ノ日以後四十日以内ニ於テ勞務ニ服セザリシ期間之ヲ支給ス

分娩ノ日カ其ノ豫定日ヨリ後レタルトキハ保險者ハ前項ノ分娩ノ日前ノ期間ヲ七日以内延長スルコトヲ得

第八十一條 産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル被保險者ニ對シ支給スヘキ分娩費ノ額ハ十圓トス

産院ニ收容シタル被保險者ニ對シ支給スル出産手當金ニ付テハ第七十九條ノ規定ヲ準用ス

第八十二條 分娩ニ關スル保險給付ハ分娩前一年内ニ於テ百八十日以上被保險者タリシ者ニ非サレハ之ヲ爲サス但シ九十日以上被保險者タリシ者ニ對シテハ分娩費ヲ支給シ又ハ助産ノ手當ヲ爲ス

第八十三條 分娩ノ前後ニ保險者ニ變更アリタル場合ニ於テ各保險者ノ分娩ニ關スル保險給付ニ要スル費用ノ分擔額ハ其ノ給付ヲ受クル者カ分娩ノ豫定日前二百八十日ヨリ分娩ノ日以後四十二日迄ノ期間ニ於テ被保險者タリシ期間ノ割合ニ應シテ之ヲ算定ス

第八十四條 被保險者タリシ者分娩ニ關スル保險給付ヲ受クルニハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日後百八十日以内ニ分娩シタルコトヲ要ス

第八十五條 疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ニ對シテハ之ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ニ對シテハ之ヲ受クルコトヲ得ヘキ期間傷病手當金又ハ出産手當金ヲ支給セス但シ其ノ受クルコトヲ得ヘキ報酬ノ額カ傷病手當金又ハ出産手當金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

第八十六條 前條ニ掲クル者其ノ受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ全部又ハ一部ニ付其ノ全額ヲ受クルコト能ハサリシトキハ傷病手當金又ハ出産手當金ノ全額、其ノ一部ヲ受クルコト能ハサリシ場合ニ於テ受ケタル額カ傷病手當金又ハ出産手當金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ額ト傷病手當金又ハ出産手當金トノ差額ヲ支給ス但シ前條但書ノ規定ニ依リ傷病手當金又ハ出産手當金ノ一部ヲ受ケタルトキハ其ノ額ヲ支給額ヨリ控除ス

第八十七條 健康保險法第六十二條第二項ニ掲クル者ニ對シ支給スヘキ傷病手當金ニ付テハ第七十九條ノ規定ヲ準用ス

第八十八條 詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ニ對シテハ保險者ハ百八十日以内ノ期間ヲ定メ其ノ者ニ支給スヘキ傷病手當金又ハ出産手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セサル旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得但シ詐欺其ノ他不正ノ行爲アリタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ此ヲ限ニ在ラス  
前項ノ決定ハ保險者ニ於テ其ノ事實ヲ知りタルトキ遲滞ナク之ヲ爲シ本人ニ通知スヘシ

被保險業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ニ於テハ第一項ノ規定ニ拘ラス傷病手當金ヲ支給ス

前項ノ給付ヲ爲シタル期間ハ第一項ノ百八十日ノ計算ニ付テハ之ヲ算入ス

第八十九條 傷病手當金及出産手當金ハ少クトモ毎月二回一定ノ期日ニ之ヲ支給スヘシ但シ毎月一回報酬ノ支給ヲ受クル被保險者ニ付テハ毎月一回其ノ報酬支拂ノ日ニ於テ之ヲ支給スルコトヲ得  
療養費、埋葬料及分娩費ハ其ノ都度之ヲ支給スヘシ健康保險法第四十九條第二項又ハ第五十六條第二項ノ埋葬費ニ付亦同シ

**第五章 費用ノ負擔**

第九十條 健康保險組合ニ對シ交付スル國庫負擔金ニ付テハ概算拂ヲ爲スコトヲ得

前項ノ概算拂ニ關シ必要ナル事項ハ内務大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ムヘシ

第九十一條 健康保險法第七十條第一項ノ規定ニ依ル國庫負擔金算定ノ基礎タル保險給付ニ要スル費用ノ額ハ療養ノ給付、産院收容及助産ノ手當ニ直接シタル金額並傷病手當金、出産手當金、分娩費、埋葬料、療養費及健康保險法第四十九條第二項又ハ第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給額トシ毎年度之ヲ計算ス但シ同法第四十八條ノ規定ニ依ル療養ノ給付ニ直接要シタル金額及同法第五十九條第一項ノ規定ニ依ル傷病手當金又ハ出産手當金ノ支給額ハ之ヲ算入セス

前項ノ療養ノ給付、産院收容又ハ助産ノ手當ニ要シタル器具、機械、建築物其ノ他ノ施設ニシテ其ノ效用二年以上ニ亘ルモノニ付テハ之ニ要シタル費用ヲ其ノ施設ノ豫定使用年數ニ應シ各年均等ニ分割シタテ之ヲ計算ス  
第九十二條 健康保險法第七十條第二項ニ規定スル被保險者ノ員數ハ其ノ年度内ノ各月末ニ於ケル被保險者ノ總數ノ平均數トス

第九十三條 健康保險組合ニ對スル國庫負擔金ノ總額カ被保險者一人ニ付一年平均二圓ノ割合ヲ超ユル場合ニ於テ各健康保險組合ニ對スル國庫負擔金ノ額ハ健康保險法第七十條第二項ノ國庫負擔金ノ總額ノ限度ニ於テ各健康保險組合ノ保險給付ニ要スル費用ノ額ニ應シ内務大臣之ヲ定ム

第九十四條 保險料額ハ一日ニ付各被保險者ノ標準報酬日額ニ保險料率ヲ乘シテ得タル額トス

第九十五條 保險料率ハ保險者之ヲ定ム

保險料率ハ各被保險者ニ付同一ナルコトヲ要ス但シ性質上事故多キ業務ニ使用セラルル被保險者ニ付テハ其ノ業務ノ種類ニ從ヒ異ナル保險料率ヲ定ムルコトヲ得

第九十六條 性質上事故多キ業務ニ使用セラルル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ内務大臣ハ事業主ノ負擔スヘキ割合ヲ保險料額ノ三十分ノ二迄増加スルコトヲ得

第九十七條 第五條ノ規定ニ依リ算定シタル報酬日額五十五錢未滿ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ事業主ノ負擔額ハ報酬日額五十五錢以上六十五錢未滿ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ關スル保險料ニ付事業主ノ負擔スヘキ額ト同額トス但シ其ノ額カ保險料ノ全額ヲ超過スル場合ニ於テハ事業主ノ全額トス

第九十八條 事業主ハ被保險者ニ對シ金錢ヲ以テ報酬ヲ支拂フ場合ニ於テハ被保險者ノ負擔スヘキ前月分ノ保險料ヲ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

事業主ハ被保險者カ其ノ事業ニ使用セラレサルニ至リタルトキニ限り前項ノ規定ニ拘ラス報酬支拂ノ際ニ於テ被保險者ノ負擔スヘキ前月分及其ノ月分ノ保險料ヲ控除スルコトヲ得

第九十九條 事業主ハ保險料ノ控除ニ關スル計算書ヲ作製シ被保險者ノ請求ニ應シテ閱覽セシムヘシ

第一百條 毎月ノ保險料ハ翌月末日迄ニ之ヲ納付スヘシ

第一百一條 健康保險組合ハ第九十八條又ハ前條ノ規定ニ拘ラス規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第六章 審査ノ請求及訴願

第一節 健康保險審査會ノ組織

第一百二條 健康保險審査會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ健康保險法第八十條及第八十二條ノ審査ヲ爲ス

第一百三條 健康保險審査會ハ第一次健康保險審査會、第二次健康保險審査會及第三次健康保險審査會トス

健康保險審査會ノ名稱、位置及管轄區域ハ内務大臣之ヲ定ム

第一百四條 健康保險審査會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第一百五條 第一次健康保險審査會ノ會長ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ第六條第一項第一號ノ委員中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第二次健康保險審査會ノ會長ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内務部内ノ高等官中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第三次健康保險審査會ノ會長ハ社會局長官ヲ以テ之ニ充ツ

第一百六條 第一次健康保險審査會ノ委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

- 一 官吏、公吏又ハ學識經驗アル者 二人又ハ三人
- 二 被保險者ヲ使用スル事業主 二人又ハ三人
- 三 被保險者 二人又ハ三人

第二次健康保險審査會ノ委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

- 一 官吏、公吏又ハ學識經驗アル者 三人
- 二 被保險者ヲ使用スル事業主 三人
- 三 被保險者 三人

第三次健康保險審査會ノ委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充

- 一 官吏、公吏又ハ學識經驗アル者 五人
- 二 被保險者ヲ使用スル事業主 五人
- 三 被保險者 五人

第一項ノ委員ニ付テハ同項各號ニ該當スル者同數タルコトヲ要ス

第七十七條 健康保險署ノ職員ハ健康保險審查會ノ委員タルコトヲ得ス

健康保險審查會ノ委員ハ他ノ健康保險審查會ノ委員ヲ兼ヌルコトヲ得ス

第七十八條 第一次健康保險審查會ノ委員ハ内務大臣之ヲ命シ第二次健康保險審查會及第三次健康保險審查會ノ委員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第七十九條 委員ノ任期ハ官吏又ハ公吏トシテ委員タル者ヲ除クノ外三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ケス

第八十條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長ト爲ル

會長事故アルトキハ會長ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第八十一條 健康保險審查會ニ幹事ヲ置ク

第一次健康保險審查會ノ幹事ハ健康保險署ノ職員中ヨリ内務大臣之ヲ命シ第二次健康保險審查會及第三次健康保險審查會ノ幹事ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内務部内ノ高等官中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八十二條 健康保險審查會ハ書記ヲ置ク

第一次健康保險審查會ノ書記ハ健康保險署ノ判任官中ヨリ第二次健康保險審查會及第三次健康保險審查會ノ書記ハ社會局ノ判任官中ヨリ内務大臣之ヲ命ス

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第二節 健康保險審查會ノ審査手續

第一百十三條 審査ハ保險給付ニ關スル決定ニ依ル徵收金ノ賦課若ハ徵收ノ處分ヲ爲シタル健康保險署又ハ健康保險組合ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル健康保險審查會ニ於テ之ヲ爲ス

第一百十四條 審査ハ委員定數ノ半數以上出席シ且第百六條第一項乃至第三項各號ノ委員各一人以上出席スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ同一ノ事件ニ付招集再回ニ及フ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第一百十五條 審査ハ出席委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第一百十六條 審査ハ文書ニ就キ之ヲ爲ス但シ必要アクト認ムルトキハ口頭審問ヲ爲スコトヲ妨ケス

前項但書ノ規定ニ氏リ口頭審問ヲ爲ス爲出頭ヲ命セラレタル場合ニ於テ已ムコトヲ得サル事故ノ爲出頭スルコトヲ得サルトキハ當事者ハ其ノ法定代理人、親族又ハ同居者ヲシテ代リテ出頭セシムルコトヲ得

口頭審問ノ爲出頭シタル當事者及之ニ代リテ出頭シタル者ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ旅費ヲ給スルコトヲ得

第十七條 審査ノ請求アリタル場合ニ於テ其ノ事件力審査ノ請求ヲ爲スヘカラサルモノナルトキ又ハ審査ノ請求力適法ノ手續ニ違反シタルモノナルトキハ健康保險審查會ハ決定ヲ以テ之ヲ却下スヘシ

審査ノ請求アリタル場合ニ於テ其ノ事件力管轄違ナルトキハ之ヲ所轄健康保險審查會ニ移送スヘシ

審査ノ請求ニシテ手續ノ方式ニ欠缺アルモノハ健康保險審查會之ヲ補正セシムヘシ

第八十八條 審査ハ之ヲ公開セス但シ口頭審問ハ之ヲ公開ス

口頭審問ヲ爲ス場合ニ於テ議長必要アリト認ムルトキハ前項但書ノ規定ニ拘ラス傍聽ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

第一百十九條 保險官署ノ職員其ノ他關係官吏ハ健康保險審査會ノ請求ノニ依リ又ハ其ノ承認ヲ受ケ會議ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第二百十條 事件ノ二部カ審査ノ決定ヲ爲スニ熟スルトキハ其ノ部分ニ付先ツ決定ヲ爲スコトヲ得

第二百十一條 審査ノ決定ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第二百十二條 審査請求人審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ其ノ承繼人ニ於テ審査請求手續ヲ受繼クモノトス

第二百十三條 本節ニ規定スルモノノ外審査ニ關シ必要ナル事項ハ內務大臣之ヲ定ム

第三節 雜 則

第二百二十四條 健康保險法第八十一條ニ於テ保險官署又ハ健康保險組合ヲ監督スル保險官署トアルハ社會局長官トス

第二百二十五條 健康保險法第八十一條ノ規定ニ依ル訴願ニ關シテハ健康保險組合ヲ訴願法ノ規定ニ依ル行政廳ト看做ス

附 則

本令ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際ニ限リ第四條第一項但書中資格ヲ取得シタル日ノ現在トアルハ大正十五年十一月一日ノ現在トス但シ大正十五年十一月一日ノ現在トアルハ大正十五年十一月一日ノ現在トス但シ大正十五年十一月二日以後ニ於テ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

政府ノ事業ニ使用セラルル官吏又ハ待遇官吏ニ付テハ當分ノ內內務大臣ハ之ヲ健康保險ノ被保險者ト爲ササルコトヲ得

健康保險法施行規則 (內務省令第三十六號)

第一章 總 則

第一條 政府ノ管掌スル保險健康保險法第十三條又ハ同法第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ其ノ被保險者ノ使用セラルル工場又ハ事業場ノ所在地ヲ管轄スル健康保險者ニ於テ、同法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ住所地ヲ管轄スル健康保險者ニ於テ之ヲ掌ル

第二條 被保險者同時ニ二以上ノ業務ニ使用セラルル場合ニ於テ保險者二以上アルトキハ又ハ其ノ使用セラルル工場若ハ事業場ノ所在地カ異リタル健康保險者ノ管轄區域ニ屬スルトキハ被保險者ハ其ノ屬スヘキ健康保險者又ハ健康保險組合ヲ定メ其ノ旨ヲ其ノ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

健康保險署長又ハ健康保險組合前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ關係アル健康保險署長又ハ健康保險組合ニ之ヲ通知スヘシ

第三條 事業主ハ毎年六月一日現在ニ依リ被保險者ノ報酬日額算定ノ基礎ヲ様式第一號ニ依リ同月十日迄ノ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

第四條 被保險者ノ報酬ニ著シキ増減アリタルトキハ事業主ハ様式第一號ニ準シ遲滞ナク其ノ旨ヲ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

第五條 前二條、第十條第一項又ハ第十一條ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ健康保險署長又ハ健康保險組合ハ被保險者ノ標準報酬ヲ決定シ遲滞ナク之ヲ事業主ニ通知スヘシ標準報酬ヲ變更ルタルトキ亦同シ

第六條 事業主前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ被保險者ニ告知スヘシ

第六條 保險官署ノ官吏又ハ吏員保險事故ノ生シクル作業ノ場所ヲ臨檢スル場合ニ於テハ様式第二號ニ依ル臨檢證ヲ携帯スヘシ

第七條 健康保險法施行令第九十九條ノ規定ニ依ル保險料ノ控除ニ關スル計算書ハ様式第三號ニ依リ作製シ工場

又ハ事業場毎ニ之ヲ備フヘシ

第八條 事業主ハ保險ニ關スル書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ十二年間保存スヘシ

第九條 保險者ニ於テ被保險者ノ健康ヲ保持スル爲ニ爲スコトヲ得ル施設左ノ如シ

一 保險ニ關スル宣傳

二 傷病ノ豫防ニ關スル施設

三 健康診断ニ關スル施設

四 保養ニ關スル施設

第二章 被保險者

第十條 被保險者ノ資格ヲ取得シタル者アルトキハ事業主ハ様式第四號ニ依リ五日以内ニ之ヲ健康保險署長又ハ

健康保險組合ニ届出ツヘシ

被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者アルトキハ事業主ハ様式第五號ニ依リ五日以内ニ之ヲ健康保險署長又ハ健二保

險組合ニ届出ツヘシ

第十一條 健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者カ同法第十三條若ハ同法第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ト

爲リタルトキハ事業主ハ様式第四號ニ準シ五日以内ニ之ヲ健康保險組合ニ届出ツヘシ

第十二條 被保險者同時ニ二以上ノ業務ニ使用セラルトキハ其ノ各業務ニ付左ニ掲クル事項ヲ健康保險署長又

ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

一 事業主ノ氏名及住所

二 工場又ハ事業場ノ名稱及所在地

第十三條 健康保險法第十四條第一項ノ認可申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ同條第二項ノ規定ニ依ル同意ア

リタルコトヲ認ムルニ足ル書類ヲ添附スヘシ

一 事業ノ名稱及種類

二 工場又ハ事業場ノ名稱、所在地及種類

三 被保險者ト爲ルヘキ者ノ員數

健康保險法第十四條第一項ノ認可ノ申請ト同時ニ其ノ事業ニ付健康保險組合ノ設立又ハ事業ノ編入ニ關スル規

約變更ノ認可申請アル場合ニ於テハ前項ノ申請書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第十四條 健康保險法第十九條第一項ノ認可申請書ニハ左ニ掲クル事項ノ規定ニ依ル同意アリタルコトヲ認ムル

ニ足ル書類ヲ添附スヘシ

一 事業ノ名稱及種類

二 工場又ハ事業場ノ名稱、所在地及種類

三 被保險者ノ員數

四 組合ノ設立アル場合ニ於テハ其ノ組合ノ名稱及所在地並其ノ組合カ解散スヘキモノナルトキハ其ノ旨

第十五條 健康保險法第二十條ノ規定ニ依リ繼續シテ被保險者ト爲ルコトノ申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ

未タ被保險者證ヲ返納セサル者ニ在リテハ之ヲ添附スヘシ

一 住 所

二 資格喪失ノ年月日

三 従前ノ標準報酬日割

四 資格喪失後繼續シテ保險給付ヲ受ケタル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル年月日

五 健康保險法施行令第十條ノ期限經過後申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ事由

第十六條 健康保險法第二十一條ニ規定スル猶豫期間ハ健康保險法施行令第百條ニ規定スル納付期日經過後十日

トス

第十七條 被保險者健康保險法第六十二條第一項各號ノ一ニ該當シ又ハ該當セサルニ至リタルトキハ事業主ハ左ニ掲クル事項ヲ五日以内ニ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

一 被保險者ノ氏名

二 被保險者證ノ記號及番號

三 該當ノ事實及該當シ又ハ該當セサルニ至リタル年月日

健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者又ハ被保險者ノ資格喪失後保險給付ヲ受クル者健康保險法第六十二條第一項各號ノ一ニ該當シ又ハ該當セサルニ至リタルトキハ其ノ者ニ於テ前項ノ例ニ依リ之ヲ届出ツヘシ

第十八條 事業主ニ變更アリタルトキハ事業主及事業主タリシ者連署ヲ以テ左ニ掲クル事項ヲ五日以内ニ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

一 事業ノ種類及新舊名稱

二 工場又ハ事業場ノ所在地及新舊名稱

三 變更ノ年月日及事由

四 事業主及事業主タリシ者ノ氏名及住所

事業ノ一部ニ付事業主ノ變更アリタル場合ニ於テハ前項各號ノ外被保險者ノ氏名並被保險者證ノ記號及番號ヲ届出ツヘシ

第十九條 工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル工場カ其ノ適用ヲ受ケサルニ至リタルトキハ事業主ハ其工場ノ名稱及所在地並適用ヲ受ケサルニ至リタル年月日及事由ヲ五日以内ニ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

第二十條 左ニ掲クル事項ニ變更アリタルトキハ事業主ハ變更ノ事項ノ年月日ヲ五日以内ニ健康保險署長又ハ健

康保險組合ニ届出ツヘシ

一 事業ノ名稱又ハ種類

二 事業主ノ氏名又ハ住所

三 工場又ハ事業場ノ名稱、所在地又ハ種類

四 被保險者ノ氏名又ハ業務ノ種別

第二十一條 健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ氏名又ハ住所ヲ變更シタルトキハ變更ノ事項及年月日ヲ五日以内ニ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

被保險者健康保險署ノ管轄區域ニ涉リ住所ヲ變更シタル時ハ前項ノ届出ハ各健康保險署長ニ對シ之ヲ爲スヘシ

第二十二條 第十條第一項又ハ第十一條ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ健康保險署長又ハ健康保險組合ハ其ノ

被保險組合ハ其ノ被保險者ノ被保險者證ノ記號番及號號ヲ遅滞ナク事業主ニ通知スヘシ其ノ記號及番號ヲ變更

シタルトキ亦同シ

第二十三條 健康保險署長又ハ健康保險組合ハ様式第六號ニ依ル被保險者證ヲ被保險者ニ交付スヘシ但シ健康保

險法施行令第七條ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定シタル共済組合ノ組合員タル被保險者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

被保險者證ノ第一回ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ被保險者ハ遅滞ナク之ヲ健康保險署長又ハ健康保險組合

ニ提出シテ其ノ改訂ヲ受クヘシ

被保險者證ヲ滅失若ハ毀損シタルトキ又ハ被保險者證ニ餘白ナキニ至リタルトキハ被保險者證ニ餘白ナキニ至

リタルトキハ被保險者ハ遅滞ナク被保險者證ヲ添ヘ(滅失ノ場合ヲ除ク)其ノ旨ヲ健康保險署長又ハ健康保險組

合ニ届出ツヘシ

被保險者其ノ資格ヲ喪失シタルトキ又ハ其ノ被保險者ニ變更アリタルトキハ其ノ被保險者證ヲ十日以内ニ健康保

險署長又ハ健康保險組合ニ返納スヘシ但シ資格喪失後引續キ保險給付ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル日ヨリ十日以内ニ返納スヘシ  
前項ノ資格喪失ノ原因死亡ナルトキハ埋葬料又ハ健康保險法第四十九條第二項若ハ同法第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給ヲ受クヘキ者ニ於テ其ノ請求ノ際被保險證ヲ返納スヘシ

第三章 健康保險組合

第二十四條 健康保險組合設立ノ認可申請書ニハ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ但シ健康保險法第三十二條ノ規定ニ依リ組合設立ノ認可申請ヲ爲ス場合各ニ於テハ第五號及第六號ノ書類ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス

一 規約

二 事業計畫書

三 保険料率及其ノ計算ノ基礎ヲ示シタル書面

四 初年度ノ收入支出ノ豫算

五 健康保險法施行令第十一條ノ書面ノ寫(被保險者ニ送付ノ年月日ヲ記載スルコト)

六 組合ノ設立ニ付健康保險法第二十九條第一項ノ同意アリタルコトヲ認ムルニ足ル書類

第二十五條 健康保險法又ハ之ニ基ク命令ノ規定ニ依リ組合ニ於テ監督官廳ノ認可ヲ受クヘキ事項カ組合會ノ議決ヲ經タルモノナルトキハ申請書ニ其ノ會議録ノ寫ヲ添附スヘシ

認可申請ヲ爲スヘキ事項カ健康保險法施行令第四十條ノ規定ニ依リ理事專決シタルモノナルトキハ申請書ニ專決ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ

第二十六條 組合合併ノ認可申請書ニハ合併スル各組合ノ名稱及被保險者ノ員數並合併後存續スル組合又ハ合併ニ因リテ成立スル組合ノ名稱左ニ掲クルヲ記載シ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ

一 合併後ニ於ケル事業計畫

二 認可申請前一月以内ノ現在ニ於テ調製シタル各組合ノ財産目錄

三 合併ニ因リテ成立スル組合アル場合ニ於テハ其ノ組合ノ規約、保険料率及其ノ計算ノ基礎ヲ示シタル書面並初年度ノ收入支出ノ豫算

合併存續スル組合アル場合ニ於テハ合併ニ伴フ規約變更ノ認可申請ハ合併ノ認可申請ト同時ニ之ヲ爲スヘシ

第二十七條 組合分割ノ認可申請書ニハ分割スル組合、分割後存續スル組合及分割ニ因リテ成立スル組合ノ名稱及被保險者ノ員數ヲ記載シ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ

一 分割後ニ於ケル各組合ノ事業計畫書

二 認可申請後一月以内ノ現在ニ於テ調製シタル分割スル組合ノ財産目錄

三 分割ニ因リテ成立スル組合ノ承繼スル權利義務ノ限度ヲ示シタル書面

四 分割ニ因リテ成立スル組合ノ規約、保険料率及其ノ基礎ヲ示シタル書面並初年度ノ收入支出ノ豫算  
前條第二項ノ規定ハ分割後存續スル組合ノ分割ニ伴フ規約變更ノ認可申請ニ之ヲ準用ス

第二十八條 組合解散ノ認可申請書ニハ解散スル組合ノ名稱及被保險者ノ員數ヲ記載シ認可申請前一月以内ノ現在ニ於テ調製シタル財産目錄ヲ添附スヘシ

第二十九條 被保險者タル組合員常時ナキニ至リタル爲組合解散シタルトキハ其ノ事由組合ノ名稱及解散ノ年月日ヲ理事タリシ者ニ於テ遅滞ナク内務大臣ニ届出ツヘシ

前項ノ届書ニハ解散ノ日ノ現在ニ依リ調製シタル財産目錄ヲ添附スヘシ

第三十條 組合ノ設立アル事業ノ編入又ハ削除ニ關スル規約變更ノ認可申請書ニハ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ  
一 規約變更後ニ於ケル事業計畫書



二 健康保險法施行令第七十條ノ書面ノ寫(被保險者ニ送付ノ年月日ヲ記載スルコト)

三 事業ノ編入又ハ削除ニ付健康保險法施行令第六十七條第一項ノ同意アリタルコトヲ認ムルニ足ル書類

第三十一條 組合合併又ハ分割シタル場合ニ於テハ理事又ハ理事タリシ者ハ其ノ組合員タリシ被保險者ノ保險ヲ管掌スル組合ノ理事ニ對シ遲滯ナク其ノ事務ノ引繼ヲ爲スヘシ

事務引繼完了シタルトキハ引繼ヲ爲シタル者及引繼ヲ受ケタル者連署ノ上完了ノ日ヨリ五日以内ニ其ノ旨ヲ社會局長官ニ届出ツヘシ

第三十二條 前條ノ規定ハ組合解散シタル場合及組合其ノ組合ノ設立アル事業ヲ削除シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十三條 組合會ノ會議録ニハ議長出席議員二人以上之ニ署名スヘシ

第三十四條 收入支出ノ豫算ハ様式第七條ニ依リ之ヲ調製シ毎年二月末日迄ニ認可申請ヲ爲スヘシ

第三十五條 保險料率ノ認可申請書ニハ計算ノ基礎ヲ示シタル書面ヲ添附スヘシ

第三十六條 決算ハ様式第七號ニ依リ、事業報告ハ様式第八號ニ依リ年度經過後三月内ニ之ヲ調製シ次ノ組合會ノ認定ニ付スヘシ

決算及事業報告ハ組合會ノ認定ヲ經タル後遲滯ナク之ヲ社會局長官ニ届出ツヘシ前二項ノ規定ニ依リ事業報告ヲ組合會ノ認定ニ付シ又ハ社會局長官ニ届出ツル場合ニ於テハ之ヲ年度末現在ニ依リ調製シタル財産目録ヲ添附スヘシ

第三十七條 財産目録ハ様式第九號ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第三十八條 組合ハ事業報告ニ付組合會ノ認定ヲ經タルトキハ年度末現在ニ依リ調製シタル財産目録ト共ニ之ヲ公布スヘシ

第三十九條 組合ハ第三十六條ノ規定ニ依リ事業報告ヲ調製シタルトキハ遲滯ナク之ヲ社會局長官ニ報告スヘシ

第四十條 組合ハ様式第十號ニ依リ毎月ノ事業狀況ヲ翌月十五日迄ニ社會局長官ニ報告スヘシ

第四十一條 組合原簿ハ様式第十一號ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第四十二條 組合ハ被保險者臺帳、歳入簿、歳出簿及現金出納簿ヲ備フヘシ

前項ノ帳簿ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第四十三條 組合ニ於テ組合員ノ權利義務ニ關スル規定ヲ定メ又ハ改廢シタルトキハ遲滯ナク之ヲ社會局長官ニ報告シ且組合員ニ周知セシムヘシ

第四十四條 議員又ハ理事就職シタルトキハ組合ハ様式第十二號ニ依リ遲滯ナク之ヲ社會局長官ニ届ツヘシ

議員又ハ理事退職若ハ死亡シタルトキ又ハ理事長就職、退職若ハ死亡シタルトキハ組合ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ社會局長官ニ届出ツヘシ

**第四章 保險給付**

第四十五條 被保險者療養ノ給付ヲ受ケムトスルトキハ保險者ノ指定シタル醫師又ハ齒科醫師(以下保險醫ト稱ス)ニ之ヲ申出ツヘシ

前項ノ申出ヲ爲ス場合ニ於テハ被保險者ハ被保險者證ヲ其ノ保險醫ニ提出スヘシ但シ已ムヲ得サル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ其ノ事由止ミタル後遲滯ナク被保險者證ヲ其ノ保險醫ニ提出スヘシ

健康保險法施行令第七條ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定シタル共済組合員タル被保險者第一項ノ申出ヲ爲ス場合ニ於テ共済組合ヨリ其ノ年又ハ其ノ前年ニ於テ給付ヲ受ケタル者ニ在リテハ其ノ給付ノ内容及期間ヲ證スル書面ヲ、給付ヲ受ケサル者ニ在リテハ共済組合ノ組合員タル被保險者ナルコトヲ證スル書面ヲ被保險者證ニ代ヘ提出スヘシ此ノ場合ニ於テハ前項但書ノ規定ヲ準用ス

第一項ノ申立ヲ爲ス場合ニ於テ疾病又ハ負債カ業務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ被保險者ハ之ニ關スル事業

主ノ證明書ヲ提出スヘシ  
健康保險法第四十八條第一項ノ規定ニ依リ繼續シテ療養ノ給付ヲ受ケムトスルトキハ其ノ給付ヲ受ケルコトヲ得ルモノナルコトヲ保險者ニ於テ承認シタル書面ヲ提示シテ之ヲ保險醫ニ申出ツヘシ

第四十六條 保險醫被保險者ニ對シ療養ヲ爲ササルニ至リタルトキハ遲滯ナク被保險者證又ハ前條第三項ノ書面ヲ被保險者ニ返還スヘシ但シ其ノ被保險者死亡シタルトキハ埋葬又ハ健康保險法第四十九條第二項若ハ同法第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給ヲ受クヘキ者ニ之ヲ返還スヘシ

保險醫前項ノ規定ニ依リ被保險者證又ハ前條第三項ノ書面ヲ返還スルトキハ被保險者證ノ第二面ニ掲クル事項ヲ之ニ記載スヘシ

第一項ノ場合ニ於テ保險醫第四十七條第一項ノ規定ニ依リ療養證明書ヲ交付シタルモノナルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラス其ノ療養證明書ノ全部返納アリタルトキ被保險者證又ハ前條第三項ノ書面ヲ返還スヘシ但シ保險醫變更ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第四十七條 保險醫ノ療養ヲ受ケル被保險者同時ニ他ノ保險醫ニ就キ療養ヲ受ケルノ必要アルトキハ被保險者證又ハ第四十五條第三項ノ書面ヲ保管スル保險醫ニ就キ様式第十三號ニ依ル療養證明書ノ交付ヲ受クヘシ

前項ノ療養證明書ハ之ヲ被保險者證ト看做シ前二條ノ規定ヲ適用ス  
被保險者保險醫ヨリ療養證明書ノ返還ヲ受ケタルトキハ之ヲ交付シタル保險醫(保險醫變更ノ場合ニ於テハ變更後ノ保險醫)ニ遲滯ナク返納スヘシ

第四十八條 被保險者保險醫變更ノ爲被保險者證第四十五條第三項ノ書面又ハ療養證明書ノ返還ヲ受ケムトスルトキハ保險醫變更ニ付健康保險署長又ハ健康保險組合ノ承認アリタルコトヲ證スル書面ヲ當該保險醫ニ提示ス

ヘシ

第四十九條 被保險者ノ療養ノ爲必要アリト認ムルトキハ保險醫ハ健康保險署長又ハ健康保險組合ノ承認ヲ受ケ他ノ保險醫ノ診察ヲ求ムルコトヲ得

緊急ノ必要アリト認ムルトキハ保險醫ハ前項ノ規定ニ拘ラス直ニ他ノ保險醫ノ診察ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ診察遲滯ナク其ノ事由ヲ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ報告スヘシ

第五十條 被保險者ニ對シ處方箋ヲ交付スル場合ニ於テハ保險醫ハ處方箋ニ其ノ使用期間ノ開始及終了ノ年月日ヲ記載スヘシ

第五十一條 保險醫ノ療養ヲ受ケル被保險者處方箋ニ依リ藥劑ノ支給ヲ受ケムトスルトキハ其ノ處方箋ヲ交付シタル保險醫ニ就キ療養證明書ノ交付ヲ受クヘシ但シ保險醫處方箋ノ交付ト同時ニ療養ヲ爲ササルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

被保險者保險者ノ指定シタル藥劑師(以下保險藥劑師ト稱ス)ニ就キ處方箋ニ依リ藥劑ノ支給ヲ受ケムトスルトキハ被保險者證第四十五條第三項ノ書面又ハ療養證明書ヲ提示スヘシ

被保險者ニ對シ藥劑ノ支給ヲ爲シタルトキハ保險藥劑師ハ被保險者證第四十五條第三項ノ書面又ハ療養證明書ニ第四十六條第二項ノ規定ニ準シ必要ナル記載ヲ爲スヘシ

第五十二條 療養ノ給付ヲ受ケル疾病又ハ負債力第三者ノ行爲ニ因ルモノナルトキハ被保險者ハ其ノ事實第三者ノ氏名及住所(氏名又ハ住所不詳ナルトキハ其ノ旨)並疾病又ハ負傷ノ狀況ヲ遲滯ナク健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

第五十三條 被保險者健康保險法施行令第七十七條第一項第一號ノ規定ニ依リ療養費ノ支給ヲ受ケムトスルトキハ左ニ掲クル事項ヲ届出ツヘシ

- 一 被保險者證ノ記號及番號
  - 二 發病又ハ負傷ノ年月日及原因
  - 三 疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナリヤ否ヤノ別
  - 四 疾病又ハ負傷ノ經過
  - 五 療養ノ給付ヲ受クルコト困難ナル事由
  - 六 疾病又ハ負傷カ第三者ノ行爲ニ因ルモノナルトキハ其ノ事實並第三者ノ氏名及住所（氏名又ハ住所不詳ナルトキハ其ノ旨）
- 疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ之ニ關スル事業主ノ證明書ヲ前項ノ届書ニ添附スヘシ  
被保險者特別ノ事情ニ因リ前項ノ證明書ヲ受クルコトヲ得サルトキハ届書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ
- 第五十四條 健康保險法施行令第七十七條第一項第二號ノ承認ノ申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ
- 一 前條第一項第一號乃至第四號及第六號ニ掲クル事項
  - 二 診療ヲ受ケムトスル醫師又ハ齒科醫師ノ氏名及住所並其ノ診療ヲ受ケムトスル事由
- 前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第五十五條 健康保險法施行令第七十七條第一項第二號ノ療養費支給ノ申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ
- 一 被保險者證ノ記號及番號
  - 二 診療ノ内容及期間
  - 三 診療ニ要シタル費用ノ額
  - 四 診療ヲ受ケサルニ至リタルトキハ其ノ事由
- 前項ノ申請書ニハ診療ニ要シタル費用ノ額ニ關スル證憑書類ヲ添附スヘシ

- 第五十六條 健康保險法施行令第七十七條第一項第三號ノ療養費支給ノ申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ
- 一 第五十三條第一項第一號乃至第四號及第六號ニ掲クル事項
  - 二 手當ヲ受ケタル醫師齒科醫師其ノ他ノ者ノ氏名及住所
  - 三 手當ノ内容及期間
  - 四 手當ニ要シタル費用ノ額
  - 五 緊急ナリシコトノ事由
- 第五十三條第二項及前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第五十七條 傷病手當金支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ
- 一 被保險者ノ記號及番號
  - 二 發病又ハ負傷ノ年月日及原因
  - 三 疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナリヤ否ヤノ別
  - 四 勞務ニ服スルコト能ハサリシ期間
  - 五 傷病手當金カ健康保險法施行令第七十九條又ハ同令第八十七條ノ規定ニ依ルモノナルトキハ主トシテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者ノ氏名、生年月及被保險者トノ續柄、收容セラレタル病院、病舎又ハ療養所ノ名稱及所在地並收容セラレタル事由、年月日及期間
  - 六 傷病手當金カ健康保險法施行令第八十五條但書ノ規定ニ依ルモノナルトキハ其ノ報酬ノ額及期間
  - 七 傷病手當金カ健康保險法施行令第八十六條ノ規定ニ依ルモノナルトキハ受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ額及期間、受クルコト能ハサリシ報酬ノ額及期間並健康保險法施行令第八十五條但書ノ規定ニ依リ受ケタル傷病手當金ノ額及報酬ヲ受クルコト能ハサリシ事由

前項ノ請求書ニハ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ

- 一 前項第四號ノ期間ニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書及事業主ノ證明書
- 二 疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ之ニ關スル事業主ノ證明書  
療養ノ給付ヲ受クルコト困難ナル爲療養費ノ支給ヲ受クル場合ニ於テハ傷病手當金支給ノ請求書ニハ前項各號ノ書類ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス此ノ場合ニ於テハ請求書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ
- 同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付引續キ傷病手當金ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ請求書ニ第二項第二號ノ證明書ヲ添附スルコトヲ要セス

第五十八條 健康保險法第四十八條第一項ノ規定ニ依ル療養ノ給付ノ申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 被保險者ノ氏名並被保險者證ノ記號及番號
- 二 療養ノ給付ヲ受ケムトスル期間
- 三 療養ニ要スル費用ノ見積額
- 四 現ニ療養ヲ受クル保險醫ノ氏名及住所
- 五 健康保險法第四十八條第一項第一號ノ場合ニ於テハ事業主ニ於テ扶助ヲ爲スヘキ義務ノ基ク法令ノ條項
- 六 健康保險法第四十八條第一項第二號ノ場合ニ於テハ擔保ノ種額、數量及價格又ハ費用ノ償還ニ付定メタル方法

第五十九條 埋葬料支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ市町村長ノ埋火葬認許證ノ寫ヲ添附スヘシ

- 一 死亡シタル被保險者ノ氏名並被保險者證ノ記號及番號
- 二 死亡ノ年月日及原因
- 三 死亡カ第三者ノ行爲ニ因ルモノナルトキハ其ノ事實並第三者ノ氏名及住所（氏名又ハ住所不詳ナルトキハ

其ノ旨)

四 被保險者ト請求者トノ續柄

第六十條 健康保險法第四十九條第三項ハ同法第五十六條第二項ノ埋葬費支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ市町村長ノ埋火葬認許證ノ寫及埋葬ニ要シタル費用ノ額ニ關スル謄憑書類ヲ添附スヘシ

- 一 前條第一號乃至第三號ニ掲クル事項
- 二 埋葬ヲ行ヒタル年月日
- 三 埋葬ニ要シタル費用ノ額

第六十一條 分娩費支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ市町村長、醫師又ハ産婆ニ於テ出産又ハ死産ノ事實ヲ證明シタル書類ヲ添附スヘシ

- 一 被保險者證ノ記號及番號
- 二 分娩ノ年月日
- 三 死産ナルトキハ其ノ旨

第六十二條 出産手當金支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 被保險者證ノ記號及番號
- 二 分娩前ノ場合ニ於テハ分娩ノ豫定年月日、分娩後ノ場合ニ於テハ分娩アリタル年月日
- 三 勞務ニ服スルコト能ハサリシ期間
- 四 出産手當金カ健康保險法施行令第八十一條第二項ノ規定ニ依ルモノナルトキハ主トシテハ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者ノ氏名、生年月及被保險者トノ續柄、收容セラレタル年月日及期間
- 五 出産手當金カ健康保險法施行令第八十五條但書ノ規定ニ依ルモノナルトキハ其ノ報酬ノ額及期間

六 出產手當金カ健康保險法施行令第八十六條ノ規定ニ依ルモノナルトキハ受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ額及期間、受クルコト能ハサリシ報酬ノ額及期間竝健康保險法施行令第八十五條但書ノ規定ニ依リ受ケタル出產手當金ノ額及報酬ヲ受クルコト能ハサリシ事由

前項ノ請求書ニハ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ

一 前項第三號ノ期間ニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書及事業主ノ説明書

二 分娩ノ豫定年月日ニ關スル醫師又ハ産婆ノ意見書

前項第二號ノ意見書ニ付テハ第五十七條第四項ノ規定ヲ準用ス

第六十三條 傷病手當金、分娩費又ハ出產手當金ノ支給ヲ受ケムトスル者カ健康保險法施行令第七條ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定シタル井濟組合ノ組合員タル被保險者ナルトキハ其ノ請求書ニ共濟組合ヨリ受クル給付ノ期間及額ヲ記載スヘシ埋葬料又ハ健康保險法第四十九條第二項若ハ同法第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給ヲ受ケムトスル場合ニ於テ死亡シタル者カ健康保險法施行令第七條ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定シタル共濟組合ノ組合員タル被保險者ナリシトキ亦同シ

第六十四條 第五十三條第二項、第五十四條第二項、第五十六條第二項、第五十七條第二項、第六十一條及第六十二條第二項ノ規定ニ依リ醫師、齒科醫師若ハ産婆ノ意見書若ハ證明書及ハ事業主若ハ市町村長ノ證明書ヲ添附スヘキ場合ニ於テ保險給付ノ請求書ニ相當ノ記載ヲ受ケタルトキハ意見書又ハ證明書ノ添附ヲ省略スルコトヲ得

第六十五條 保險給付ノ請求ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ第五十三條第二項、第五十四條第二項、第五十六條第二項、第五十七條第二項、第六十一條及第六十二條第二項ノ規定ニ依リ請求書ニ添附スヘキ書類ハ請求ノ際之ヲ提出スヘシ但シ保險者ニ於テ其ノ

必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六十六條 保險給付ヲ受ケムトスル者ヨリ第四十五條第四項、第五十三條第二項、第五十四條第二項、第五十六條第二項、第五十七條第二項及第六十二條第二項ノ規定ニ依ル證明書ヲ求メラレタルトキハ其事業主ハ正當ノ事由アルニ非サレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス第六十四條ノ規定ニ依ル證明ノ記載ヲ求メラレタルトキ亦同シ

第六十七條 健康保險組合ハ其ノ管掌スル保險ノ給付ニ關スル手續ニ付第四十五條乃至第六十二條ノ規定ニ拘ラス別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第六十八條 政府ノ管掌スル保險ノ傷病手當金又ハ出產手當金支給期日ハ毎月十日及二十五日トス但シ毎月一回報酬支拂ヲ受クル被保險者ニ付テハ毎月二十五日トス

前項ノ期日休日ニ當ルトキハ之ヲ繰下ク

毎支給期日ニ於テ支給スル傷病手當金又ハ出產手當金ハ其ノ支給期日五日前迄ニ請求アリタル分トス

第六十九條 健康保險法第四十七條第二項ノ期間ハ曆年毎ニ之ヲ計算ス

第七十條 健康保險組合ニ於テ健康保險法施行令第八十八條第一項ノ決定ヲ爲シタルトキハ左ニ掲クル事項ヲ遅滞ナク會社局長官ニ報告スヘシ

一 保險給付ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ノ氏名

二 事實

三 決定ノ内容

四 決定ノ年月日及之ヲ本人ニ通知シタル年月日

第七十一條 本章ニ於テ被保險者トアルハ被保險者ノ資格喪失後保險給付ヲ受クル者ヲ含ムモノトス

第五章 健康保險法第八十條ノ審査手續

第七十二條 審査ノ請求ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ第一次健康保険審査會ニ對スル審査ノ請求ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第七十三條 文書ヲ以テ審査ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ審査請求書ニ記名調印シ證據書類アルトキハ之ヲ添附シ當該健康保険審査會ニ提出スヘシ

第一次健康保険審査會ニ對スル審査請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 審査請求人ノ氏名、住所及生年月並審査請求人被保險者又ハ被保險者タリシ者ニ非サルトキハ其ノ職業及被保險者又ハ被保險者タリシ者トノ關係
- 二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ氏名並保險事故發生ノ際其ノ使用セラレタル工場又ハ事業場ノ名稱及所在地
- 三 保險給付ニ關スル處分ヲ爲シタル健康保険署又ハ健康保険組合ノ名稱
- 四 保險給付ニ關スル處分ノ通知ヲ受ケタル年月日
- 五 請求ノ事件及一定ノ申立
- 六 請求ノ理由
- 七 立 證
- 八 年月日

第二次健康保険審査會ニ對スル審査請求書ニハ前項第一號第二號、第六號及乃至第八號ノ事項ノ外左ノ事項ヲ記載シ第一次健康保険審査會ノ決定書又ハ其ノ添附スヘシ

- 一 第一次健康保険審査會ノ決定書ノ交付ヲ受ケタル年月日
- 二 第一次健康保険審査會ノ決定ニ對スル不服ノ程度及變更ノ申立

第七十四條 口頭ヲ以テ審査ヲ請求シタル者アルトキハ書記ハ前條第二項各號ノ事項ヲ記載シタル審査請求調書ヲ作製シ讀聞カセタル上之ニ記名調印セシメ證據書類アルトキハ之ヲ提出セシムヘシ

前項ノ審査請求調書ニハ之ヲ作製シタル書記署名捺印スヘシ

第七十五條 健康保険審査會審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ保險給付ニ關スル處分ヲ爲シタル健康保険署又ハ健康保險組合ニ對シ審査請求調書ノ寫ヲ送付スヘシ

健康保険署又ハ健康保険組合前項ノ審査請求書又ハ審査請求調書ノ寫ノ送付ヲ受ケタルトキハ十日以内ニ答辯書及證據書類ヲ當該健康保険審査會ニ提出スヘシ

第七十六條 健康保険審査會必要アリト認ムルトキハ期限ヲ指定シテ當事者交互ニ辯駁書及答辯書ヲ提出セシム得ルコトヲ

第七十七條 審査ノ決定書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 審査請求人ノ氏名住所、及生年月
- 二 保險給付ニ關スル處分ヲ爲シタル健康保険署又ハ健康保険組合ノ名稱
- 三 決定主文
- 四 決定ノ理由
- 五 年月日

前項ノ決定書ノ原本ニハ會長署名捺印スヘシ

第七十八條 健康保険審査會ハ前條ノ決定書ノ原本ニ基キ正本副本各一通ヲ作製シ健康保険審査會ノ印ヲ押捺シテ遲滞ナク正本ハ之ヲ審査請求人ニ交付シ副本ハ之ヲ關係アル健康保険署又ハ健康保険組合ニ送付スヘシ  
審査請求人ニ對シ決定書ヲ交付スルコトヲ得サルトキハ健康審査會ハ其ノ決定書ヲ揭示板ニ揭示スヘシ

前項ノ揭示アリタル後七日ヲ經過シタルトキハ決定書ノ交付アリタルモノト看做ス  
第七十九條 審査請求人ハ健康保險審査會ニ對シ決定書ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第六章 罰 則

- 第八十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 一 第三條、第四條、第十條、第十一條、第十七條第一項及第十八條乃至第二十條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
  - 二 第五條第二項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ告知ヲ怠リタル者
  - 三 正當ノ事由ナクシテ第六十六條ノ規定ニ依ル請求ニ應セス又ハ虚偽ノ證明ヲ爲シタル者
  - 四 第七條ノ規定ニ依ル保険料ノ控除ニ關スル計算書ノ備付若ハ記載ヲ怠リ、虚偽ノ記載ヲ爲シ又ハ故ナク被保險者ニ對シ閱覽ヲ拒ミタル者
  - 五 第八條ノ規定ニ依ル書類ノ保存ヲ怠リタル者
- 第八十一條 左ノ號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 一 第十七條第二項、第二十一條第一項及第五十二條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
  - 二 第二十三條第四項又ハ第五項ノ規定ニ依ル被保險者證ノ返納ヲ怠リタル者
  - 三 第四十七條第三項ノ規定ニ依ル療養證明書ノ返納ヲ怠リタル者
- 附 則
- 第八條、第九條、第十三條乃至第十六條、第十九條第二十一條第二十四條、乃至第四十四條、第六十七條、第八十條及第八十一條ノ規定ハ大正十五年七月一日ヨリ、第一條ノ規定ハ大正十五年十月二日ヨリ、第二條乃至第五

條、第十條乃至第十二條、第十八條、第二十條、第二十二條及第二十三條ノ規定ハ大正十五年十一月一日ヨリ第六條、第七條、第十七條、第四十五條乃至第六十六條及第六十八條乃至第七十九條ノ規定ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十條第一項ノ規定ニ依ル居出ノ期間ハ第十條ノ規定施行ノ日以前ニ於テ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ニ關シテハ第十條ノ規定施行ノ日ヨリ五日以内トス

様式第一號

氏 名	被保險者證 記號及番號	算 定 基 礎					計	標 準 報 酬	
		賃金、給料又ハ俸給	第一號	第二號	第三號	第四號		第五號	日 額
		賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給ニ準スルモノ							
		賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給ニ準スルモノ							
		賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給ニ準スルモノ							

令第五條第一項各號該當日額

工場又ハ事業場 (名稱) (所在地) (金額)

被保險者報酬日額算定基礎届 大正 年 月 日現在

備考	賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給	賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給	賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給	賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給	賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給	賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給	賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給	賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給	賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給	賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給 賃金、給料又ハ俸給

大正 年 月 日

事業主	(姓名)
事業	(名稱)
住所	(住所)
種類	(種類)

- 備考
- 一 本届ハ縦約十六種横約二十四種ノ用紙ヲ用フヘシ
  - 二 様式中令トアルハ健康保險法施行令ヲ謂フ
  - 三 被保險者證ノ記號及番號ノ通知ヲ受ケサル被保險者ニ付テハ「被保險者證ノ記號及番號」欄ニ其ノ被保險

様式第二號

健康保險法(抄)

大正何年何月何日交付

社會局  
ハ健康保  
險署印

官 職 氏 名

第何號

第九條 保險官署ハ必要アリト認ムルトキハ當該  
官吏又ハ吏員ヲシテ保險事故ノ生シタル作業ノ  
場所ニ臨檢セシムルコトヲ得  
第八十七條 正當ノ理由ナクシテ第九條ノ規定ニ  
依ル當該官吏又ハ吏員ノ臨檢ヲ拒ミ若ハ妨ケ又  
ハ其ノ訊問ニ對シ答辯ヲ爲サス、若クハ虚偽ノ  
答辯ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

- ノ生年月、男女別及業務ノ種別ヲ記載スヘシ
- 「標準報酬」欄ハ健康保險組合ニ於テ記載スヘキモノトス故ニ届出者ニ於テ空欄ノ儘ト爲シ置クヘシ
- 第四條ノ規定ニ依ル届出ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ「備考」欄ニ記載スヘシ

備考

本證ハ縦約八種、横約十種トシ厚キ紙ヲ用ヒ中央  
ノ點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲シ表面ニ「健康保險臨  
檢證」ト記載スヘシ



保 險 料 控 除 計 算 書

様式第三號

被保險者氏名	保險者登録及被者記番	標準報酬額	被保險者ノ負担額	大正何年何月何日控除				大正何年何月何日控除				大正何年何月何日控除				備考
				控除シタル保險料ノ金額	タダシテ保險料ノ日數	保險料ヲ徴セザル日數及事由	控除シタル保險料ノ金額	タダシテ保險料ノ日數	保險料ヲ徴セザル日數及事由	控除シタル保險料ノ金額	タダシテ保險料ノ日數	保險料ヲ徴セザル日數及事由				
			円				円					円				
計																

備考

- 一 本計算書ハ之ヲ一人一枚ノカードト爲スコトヲ得
- 二 保険料ヲ控除シタル後ニ至リ其ノ保険料カ健康保險法第七十六條ノ規定ニ依リ徴收セラレサルコトト爲リタル等ノ爲還付セントキハ其ノ還付額、事由及年月日ヲ「備考」欄ニ記載スヘシ
- 三 新ニ資格ヲ取得シタル者又ハ資格ヲ喪失シタル者ニ付テハ其ノ取得又ハ喪失ノ年月日ヲ「備考」欄ニ記載スヘシ

様式第四號

被 保 險 者 資 格 取 得 届

工場又ハ事業ハ場	名稱	(所在地)	種別	種類ノ		(有無)
	(氏名)	(生年月)		業種類ノ	(家族數)	
被保險者	被保險者	(原) 因	法第六十二條第一項各號ノ一ニ於テハ其ノ事			
	資格取得ノ年月日及原因	(原) 因				
報酬日額	令第五條第一項各號該當別日額			標準報酬額		
	第一號	第二號	第三號	第四號	第五號	計

算定ノ基礎	賃金、給料又ハ俸給	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	賃金、給料又ハ俸給 ニ準スルモノ									
資格取得前一年内ニ被保険者 タリシ者ニ付テハ最後ノ被 險者及事業主	(被 險 者)									
	(事 業 主)									

備 考	大正 年 月 日	
	事業主 (及 氏 名 印)	(住 所)
	事業 (名 稱)	事業 (種 類)

備考

- 一 本届ハ縦約十六種、横約二十四種ノ用紙ヲ用フヘシ
- 二 様式中法トアルハ健康保険法ヲ謂フ
- 三 「被保険者」欄ノ「(業務ノ種別)」欄ニハ被保険者カ工場又ハ事業場ニ於テ従事スル業務ノ種別ヲ記載スヘシ  
例ヘハ紡績工場ニ於テハ棍綿又ハ精紡、織物工場ニ於テハ整理、絲練又ハ製織、石炭鑛山ニ於テハ探炭又ハ支柱ト記載スルカ如シ

- 四 「被保険者」欄ノ「(家族數)」欄ニハ主トシテ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スル者ノ數ヲ記載スヘシ
- 五 「被保険者」欄ノ「(配偶ノ有無)」欄ノ配偶トアルハ内縁ノ夫婦關係ニ在ル者ヲ含ムモノトス
- 六 「資格取得ノ年月日及原因」欄ノ「(原因)」欄ニハ其ノ原因カ事業ヲ開始シ被保険者ヲ使用スルニ至リタルモノナルトキハ「事業開始」、其ノ工場又ハ事業場ニ工場法又ハ鑛業法ノ適用アルニ至リタルモノナルトキハ「適用」、其ノ工場又ハ事業場ニ雇入レタルモノナルトキハ「雇入」、臨時雇カ常備ト爲リタルトキハ「常備」、健康保険法第十四條第一項ノ認可ナルトキハ「包括取得」ト記載シ其ノ他之ニ準スヘシ
- 七 「標準報酬」欄ハ健康保険署又ハ健康保険組合ニ於テ記載スヘキモノトス故ニ届出者ニ於テ空欄ノ儘ト爲シ置クヘシ
- 八 「資格取得前一年内ニ被保険者タリシ者ニ付テハ最後ノ被保険者及事業主」欄ノ「(被保険者)」欄ニハ健康保険署ノ名稱又ハ健康保険組合ノ名稱及所在地ヲ記載シ「(事業主)」欄ニハ事業主ノ氏名ヲ記載スヘシ但シ「(事業主)」欄ニハ其ノ被保険者カ健康保険法施行令第七條ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定シタル共済組合ノ組合員タリシ者ナルトキハ共済組合ノ名稱ヲ記載シ又健康保険法第二十條ノ規定ニ依ル被保険者タリシ者ナルトキハ「法第二十條ノ被保険者」ト記載スヘシ
- 九 資格取得前被保険者タリシ者ニシテ資格取得ノ年ニ於テ業務上ノ事由ニ因ラサル疾病又ハ負傷ニ付百五十日以上療養ノ給付又ハ傷病手當金ノ支給ヲ受ケタル者ナルトキハ其ノ受ケタル給付ノ種類別日數ヲ「備考」欄ニ記載スヘシ
- 十 第十一條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ標題ヲ「被保険者資格變更届」トシ「資格取得ノ年月日及原因」欄ノ「(原因)」欄ニハ其ノ原因カ健康保険法第二十條ノ規定ニ依ル被保険者カ同法第十三條又ハ同法第十五條ノ規定ニ依ル被保険者ト爲リタルモノナルトキハ「法第二十條ヨリ法第十三條」又ハ「法第二十條

ヨリ法第十五條ヘト記載スヘシ

被 保 險 者 資 格 喪 失 届

工場又ハ事業場	氏名	被保險者證ノ記號及番號	資格喪失年月日	資格喪失原因

様式第五號

備考	事業主 <small>(氏名及印)</small>	事業 <small>(名稱)</small>	住所 <small>(種類)</small>

大正 年 月 日

備考

- 一 本屆ハ縦約十六種、横約二十四種ノ用紙ヲ用フヘシ
- 二 「資格喪失原因」欄ニハ其ノ原因カ事業ノ廢止又ハ休止ニ因ル解雇ナルトキハ「廢止」又ハ「休止」、事業ノ繼續中ニ於ケル解雇ナルトキハ「解雇」、健康保險法第十九條第一項ノ認可ナルトキハ「包括喪失」、常備力臨時雇ト爲リタルモノナルトキハ「臨時雇」、死亡ナルトキハ「死亡」ト記載シ其ノ他之ニ準スヘシ

( 第 二 面 )

業務上ノ事由ニ因ル傷病ニ付受ケタル療養ノ給付

傷病名	始期	終期	日數	備考	認印

業務上ノ事由ニ因ラサル傷病ニ付受ケタル療養ノ給付(其ノ一)

傷病名	始期	終期	日數	備考	認印

様式第六號

( 第一面 )

何第何號

被 保 險 者 證

何 某

男(女)

何年何月生

大 正 何 年 何 月 何 日 資 格 取 得

業務ノ種別  
何々

工場(事業場)ノ名稱  
何々

工場(事業場)ノ所在地  
何々

大正何年何月何日交付

何健康保險署 印  
(何健康保險組合同)

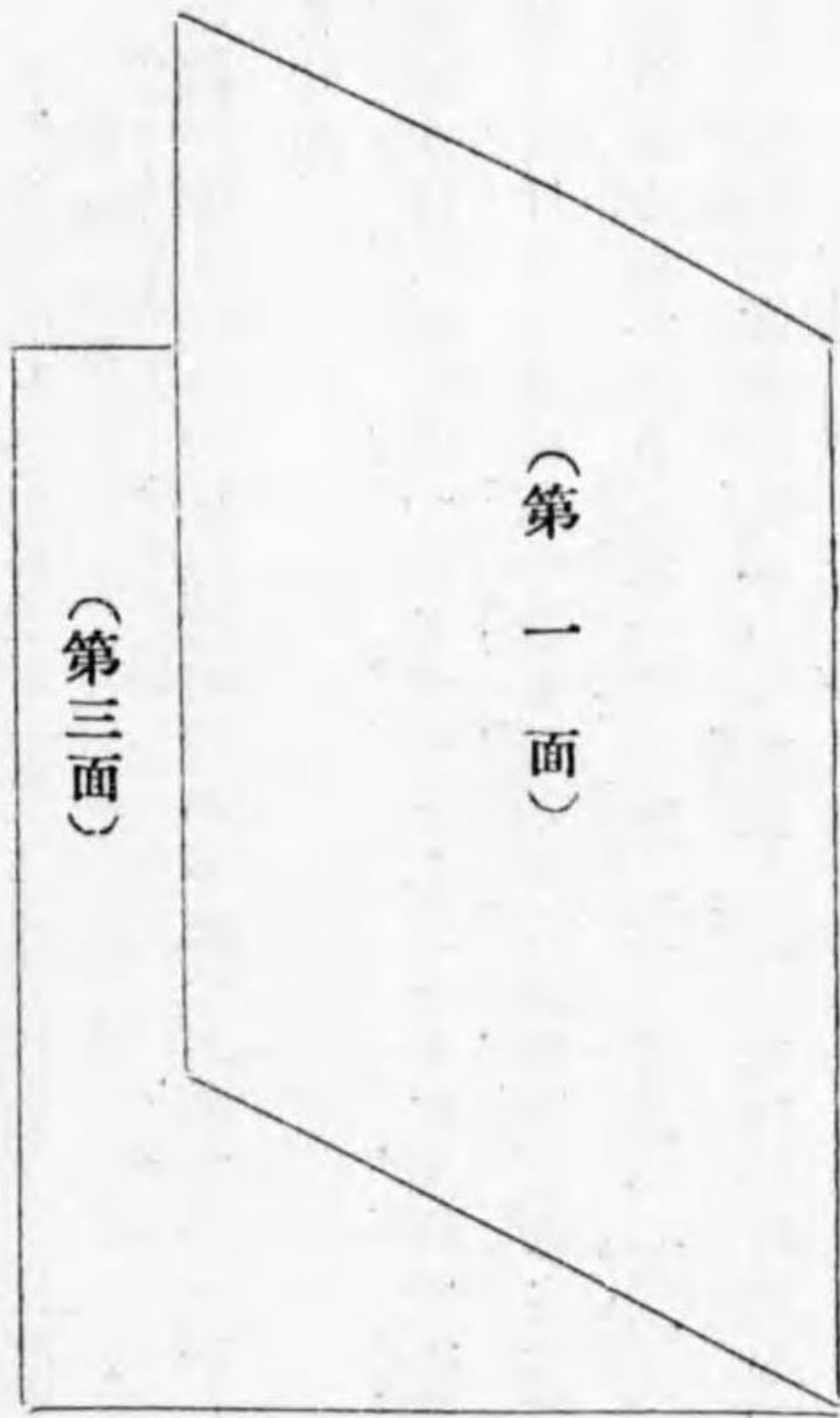
自 署	住 所	氏 名



- 六 被保險者の資格がなくなつた者は此の證を持つて療養を受けられません。
- 七 嘘を言つて療養を受けた者は詐欺罪として十年以下の懲役處分を受けます。
- 八 此の證の「自署」と書いてある欄には自分の住居と氏名とを自分で書きなさい。若し書くことができなければ他人に書いて貰つて捺印を押さない。尙此の欄に書いた住所や氏名が變つたならば直に訂正しなさい。

備考

一 本證ハ各面ノ大サヲ縦約十五糎、横約十糎トシ厚キ紙ヲ用ヒ之ヲ左圖ノ如クニツ折ト爲スヘシ



- 二 「何第何號」トアルハ被保險者臺帳ノ記號及番號ヲ記載スルモノトス
- 三 第二面及第三面ノ事項ハ被保險者證ヲ保管スル保險醫又ハ保險藥劑師ニ於テ其ノ被保險者證返還ノ際記載スルモノトス但シ保險藥劑師ニ在リテハ「傷病名」欄ノ事項ヲ記載スルコトヲ要セス
- 四 第二面及第三面ノ事項ノ記載ニ付テハ左ニ依ルヘシ
  - イ 「始期」欄ニハ療養ノ給付ヲ開始シタル年月日ヲ記載スヘシ
  - ロ 「終期」欄ニハ療養ノ給付ヲ爲ササルニ至リタル年月日ヲ記載スヘシ
  - ハ 「日數」欄ニハ始期ヨリ終期ニ至ル間ニ於テ療養ノ給付ヲ爲シタル日數ヲ記載スヘシ但シ第四十七條第三項ノ規定ニ依リ療養證明書ノ返納アリタル場合ニ於テハ其療養證明書ニ記載セラレタル療養ノ日數ト自己ノ爲シタル療養ノ日數トヲ合算シテ之ヲ記載スヘシ此ノ場合ニ於テ同一ノ日ニ二以上ノ疾病又ハ負傷ニ付療養ヲ爲シタルモノハ之ヲ一日トス
  - ニ 同一ノ疾病又ハ負傷ニ付テ療養ヲ斷續シテ爲ス場合ニ於テハ「始期」欄及「終期」欄ハ其ノ都度之ヲ記載スヘシ
  - ホ 療養ヲ爲ササルニ至リタル事由ヲ「備考」欄ニ記載スヘシ
  - ヘ 「認印」欄ニハ本事項ノ記載ヲ爲シタル保險醫又ハ保險藥劑師捺印スヘシ
  - ト 保險醫變更ノ爲被保險者證ヲ返還スル場合ニ於テ保險醫其ノ發行シタル療養證明書ノ末タ返納ナキモノアルトキハ其ノ療養證明書ヲ發行シタル數及年月日ヲ「備考」欄ニ記載スヘシ
- 五 箇保險者證ヲ再交付スル場合ニ於テハ其ノ被保險者カ其ノ年ニ於テ療養ノ給付ヲ受ケタルトキハ其ノ疾病又ハ負傷ニ付既ニ療養ノ給付ヲ受ケタル日數ヲ各別ニ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ於テ記載スヘシ資格取得前一年內ニ於テ被保險者タリシ者ニ交付スヘキ被保險者證ニ付亦同シ

- 六 健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ對シテ交付スヘキ被保險者證ハ當該被保險者ヨリ前ニ返納アリタル被保險者證ニ記載アル業務ノ種別工場又ハ事業場ノ名稱及工場又ハ事業場ノ所在地ヲ抹消シ且第一面ノ餘白ニ健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ナル旨其ノ住所及資格喪失豫定年月日（引續キ被保險者ト爲リタル日ヨリ百八十日目ノ日）ヲ朱書シテ之ヲ交付スヘシ
- 七 資格ヲ喪失シタル者カ更ニ其ノ健康保險組合又ハ健康保險署ノ管轄区域内ニ於テ資格ヲ取得シタル場合ニ於テハ前ニ返納アリタル被保險者證ヲ訂正補修ノ上更ニ其ノ者ニ之ヲ交付スルコトヲ得
- 八 健康保險組合ニ於テハ第一面以外ノ事項ハ之ヲ省キ又ハ本様式ニ依ラサルコトヲ得

様式第七號  
大正何年度何健康保險組合收入支出豫算書

收入	一金	又ハ	收入豫算高
支出	一金	又ハ	經常部豫算高
合計	一金		臨時部豫算高
又ハ	又ハ		
支出	又ハ		支出豫算高

科 款	項 目	種 目	算		附 記
			本年度 豫算額 円	前年度 豫算額 円	
一 健康保險收入	一 保 險 料	一 何 々			
		二 何 々			
		一 何 々			
		二 何 々			
	二 國庫負擔金 收 入				
	三 徵 收 金				

大正何年度何健康保險組合收入支出豫算  
收入

合計  
差引

一金  
一金

經常部豫算高  
臨時部豫算高

事務所費	科 目		支出	收入 合計	七 雜 收 入			六 何々
	款	項 目			一 利 子	二 何 々	一 何 々	
豫算額 円	種 日	豫算額 円	算 算	二 何 々	一 何 々	一 何 々	一 何 々	一 何 々

		五 寄 附 金	四 組 合 債	三 繰 入 金	二 繰 越 金
		一 寄 附 金	一 組 合 債	一 準 備 金 繰 入	一 前 年 度 繰 越 金
二 何 々	一 何 々		一 何 々	一 何 々	一 何 々







七 病 院 費	一 何 々	二 何 々	一 何 々	八 何 々	一 何 々	二 何 々	一 何 々	九 雜 支 出	一 何 々	二 何 々	十 豫 備 費	一 豫 備 費
------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------	-------------	-------------	------------------	------------------

支 出 合 計	一 豫 備 費
------------------	------------------

備考

- 一 豫算ハ必要アルトキハ經常臨時ノ二部ニ大別シテ之ヲ編製スルコトヲ得
  - 二 「増減」欄ノ減ハ朱書ト爲シ又ハ△印ヲ附スヘシ
  - 三 「附記」欄ニハ豫算ノ計算ノ基ヲ所ヲ明細ニ記載スヘシ
  - 四 病院費又ハ産院費ハ保險給付費中ニ項ヲ設ケテ記載スルモ妨ケス
  - 五 追加豫算ノ場合ニ於テハ「豫算額」トアルヲ「追加豫算額」、「本年度豫算額」トアルヲ「追加豫算額」、「前年度豫算額」トアルヲ「既定豫算額」、「増減」トアルヲ「増」ト爲スヘシ
  - 六 更正豫算ノ場合ニ於テハ「豫算額」トアルヲ「更正豫算額」、「本年度豫算額」トアルヲ「更正豫算額」、「前年度豫算額」トアルヲ「既定豫算額」ト爲スヘシ
  - 七 差引殘金アルトキハ準備金ニ積立タル額ト翌年度ニ繰返シタル額トニ區別シ内譯トシテ記載スヘシ
- 由ヲ記載スヘシ  
 繼續費ヲ設ケタル場合ニ於テハ別ニ年度割表ヲ添附スヘシ
- 六 決算ノ場合ニ於テハ「豫算書」トアルヲ「決算書」、「豫算高」トアルヲ「決算高」、「豫算」トアルヲ「決算」豫算説明トアルヲ「決算説明」、「豫算額」トアルヲ「決算額」、「本年度豫算額」トアルヲ「決算額」、「前年度豫算額」トアルヲ「豫算額」、「増減」トアルヲ「過不足」ト爲シ「附記」欄ニハ決算額ノ豫算額ニ對スル過不足ノ事





計

備考

「負擔額」欄ニハ其ノ年度ニ於テ負擔義務ノ發生シタル保険料ノ金額ヲ記載スヘシ

(二) 保険給付ノ件數及費用額

種別	療養ノ給付		療養費		傷病手當金		計	所	費用	額
	業務上	業務外	業務上	業務外	業務上	業務外				
男										
女										
計										
男										
女										
計										

埋葬料	埋葬費	分娩費	産院收容	助産ノ手當	出產手當金	合計

備考

一 様式中業務上トアルハ疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノ、業務外トアルハ疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ラサルモノヲ謂フ

二 同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ハ之ヲ一件トシテ記載スヘシ

三 組合カ病院、産院其ノ他ノ設備ヲ有スル場合ニ於テ其ノ設備ニ依リ療養ノ給付、産院收容又ハ助産ノ手當ヲ爲シタルトキハ之ニ要シタル費用額ハ見積額ヲ記載スヘシ

四 健康保険法第四十八條ノ規定ニ依ル給付ハ之ヲ本表ニ算入セス別ニ記載スヘシ

(三) 疾病又ハ負傷ニ關スル給付ノ期間別件數(業務上)(業務外)







十三 其ノ他重要ナル事項  
 本項ニハ組合ニ於テ重要ト認メタル事項ヲ記載スヘシ  
 右及報告候也  
 大正何年何月何日

理事長  
 理事 何 何 何  
 理事 何 何 何  
 某 某 某

様式第九號

何健康保險組合財産目錄

大正何年何月何日現在

種別	金員				數量	金額又ハ價格 円	備考	
	計	何々	現金	郵便貯金				銀行預金

總計	準備金						有價證券				
	何々	器具及 器械	建 物	土 地	合 計	何々	計	何々	地方債證券	國債證券	
											其ノ他ノ 財産
											總計

備考  
 一 有價證券ノ「金額又ハ價格」欄ニハ額非額ヲ記載シ尙其ノ種類及時價ヲ「備考」欄ニ記載スヘシ  
 二 土地、建物又ハ器具及器械ノ「金額又ハ價格」欄ニハ時價ヲ記載シ尙土地及建物ハ其ノ用途ヲ「備考」欄ニ記載スヘシ

三 積立金アル場合ニ於テハ「準備金」ノ欄ニ準シ別ニ一欄ヲ設クヘシ  
様式第十號

大正何年何月分事業狀況報告

何府縣何市町村何番地

何健康保險組合

一 被保者數

種別	前月末現在	本月中資格取得	本月中資格喪失	本月末現在
強制被保者				
任意包括被保者				
任意繼續被保者				
計				

備 考

被保者ノ資格喪失後引續キ保險給付(埋葬料又ハ埋葬費ヲ除ク)ヲ受クル者ニ付テハ其ノ數ヲ別ニ記載スヘシ

二 保險給付件數

種別	前月ヨリ繰越	本月中新ニ爲シタル給付	本月中止メタル給付	翌月へ繰越

三 收支狀況

種別	大正何年度豫算額	本月中ノ收入額又ハ支出額	其ノ年度ノ累計額
療養ノ給付			
療養費			
傷病手当金			
埋葬料			
埋葬費			
分娩費			
産院收容			
助産ノ手当			
出産手当金			

種別	大正何年度豫算額		本月中ノ收入額又ハ支出額		其ノ年度ノ累計額	
	保	其ノ他	保	其ノ他	保	其ノ他
收入						
計						

議員

氏名	生年月日	住所	就職年月日	種別	任期	摘要

任期	定員		
	計	被選シタル者	事業主ノ選定シタル者
年	人	人	人

理事

要	工場又ハ事業場ノ名稱、所在地及種類

支出			
計	其ノ他	保健施設費	保險給付費

備考

四月分及五月分ノ收支狀況ニ付テハ前年度ニ屬スル分ト其ノ年度ニ屬スル分トハ之ヲ別表ト爲スヘシ  
四 保健施設

本項ニハ其ノ月ニ於テ健康保險法第二十三條ノ規定ニ依リ施設シタル事項及其ノ成績ノ概要ヲ記載スヘシ

様式第十一號

組合原簿甲部

組合ノ名稱其ノ他

名稱	設立年月日	事務所所在地	組分ノ設立アル事業

氏名	生年月日	住 所	就職年月日	種 別	任 期	定 員			
						摘 要	計	事業主ノ選定シタル者	
									被保険者中ヨリ互選シタル者
						年	人	人	人

組合原簿乙部  
事業主タル組合員

氏 名	生年月日	住 所	組合ノ設立 アル事業	組合員タル資格 取得ノ年月日	組合員タル資格 取得ノ事由	摘 要


被保険者タル組合員

氏 名	組合員タル資格取得ノ年月日	摘 要

備考

- 一 甲部ト乙部トハ別冊ト爲スヘシ
- 二 従タル事務所ニ備フヘキ組合原簿ノ乙部ハ其ノ事務所ニ屬スル分ノミヲ記載スルコトヲ得
- 三 乙部ハ組合ノ設立アル事業毎ニ口座ヲ分チ又ハ別冊ト爲シ且被保険者タル組合員ノ部ハ強制被保険者任意包括被保険者任意繼續被保険者毎ニ口座ヲ分ツヘシ
- 四 本様式ニ掲クル事項ノ外必要ト認ムル事項ハ別ニ欄ヲ設ケテ之ヲ記載スルコトヲ得

- 五 記載事項ニ變更アリタルトキハ之ヲ改訂スルト共ニ變更ノ事項及年月日ヲ「摘要」欄ニ記載スヘシ
- 六 理事又ハ議員退職又ハ死亡シタルトキ、組合員其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ朱線ヲ以テ抹消シ年月日及事由ヲ「摘要」欄ニ朱書スヘシ他ヲ口座又ハ帳簿ニ記載ヲ移シタルトキ亦之ニ準ス
- 七 他ノ組合ヲ合併シタルトキ又ハ組合カ分割シタルトキハ其ノ年月日及合併又ハ分割ノ組合名ヲ「組合ノ名稱其ノ他」ノ部ノ「摘要」欄ニ記載スヘシ
- 八 「理事」ノ部ノ「種別」欄ニハ事業主ノ選定シタル議員中ヨリ互選シタル者、被保険者タル議員中ヨリ互選シタル者被保険者タル者ノ別ヲ記載スヘシ「議員」ノ部ノ「種別」欄亦之ニ準ス
- 九 理事長ニ付テハ「理事」ノ部ノ氏名ノ右肩ニ「理事長」又ハ「理事長代理」ト記載スヘシ  
「理事」ノ部及「議員」ノ部ノ「任期」欄ハ「自大正何年何月何日」ノ如ク記載スヘシ  
「理事」ノ部及「議員」ノ部ノ「任期」欄ハ「自大正何年何月何日」ノ如ク記載スヘシ

様式第十二號

議員(理事)就職届

何府縣何市町村何番地  
何健康保險組合

氏名	就職年月日	種別	任期


備考

様式第十一號ノ備考八乃至十ハ本様式ニ之ヲ準用ス

療養證明書

被保険者證ノ記號及番號	(氏名)
被保險者	(男女別) (生年月)
工場又ハ事業場	(住所)
現ニ療養ヲ爲ス傷病名	(名稱)
	(所在地)

療養ヲ受ケムトスル疾病カ現ニ療養ヲ爲ス傷病ニ因リ發シタルモノナルトキハ現ニ療養ヲ爲ス傷病ニ付既ニ給付ヲ爲シタル日數

業務外ノ傷病ニ付本年度ニ於テ尙療養ノ給付ヲ受ケ得ヘキ期間ノ最終月日							
發行年月日	何府縣何市町村何番地						
發行行	醫師(齒科醫師) 何 某 <sup>印</sup>						
被保險者氏名自署							
本證明書ニ依リテ爲シタル療養ノ給付	傷病名	始期	終期	日數	業務上ノ業別	備考	認印

備考

- 一 「被保險者氏名自署」欄ニハ被保險者ニ於テ其ノ氏名ヲ自署スヘシ但シ自署シ能ハサル者ハ其ノ欄ニ拇印ヲ押捺スヘシ
- 二 「本證明書ニ依リテ爲シタル療養ノ給付」欄ノ事項ハ療養證明書ニ依リテ療養ヲ爲シタル保險醫又ハ藥劑ノ

- 支給ヲ爲シタル保險藥劑師ニ於テ其ノ療養證明書返還ノ際記載スヘシ但シ保險藥劑師ニ在リテハ「傷病名」欄ヲ記載スルコトヲ要セス
- 三 處方箋ト共ニ交付スル療養證明書ニ在リテハ「工場又ハ事業場」、「現ニ療養ヲ爲ス傷病名」、「療養ヲ受ケムトスル疾病カ現ニ療養ヲ爲ス傷病ニ因リ發シタルモノナルトキハ現ニ療養ヲ爲ス傷病ニ付既ニ給付ヲ爲シタル日數」、「業務外ノ傷病ニ付本年度ニ於テ尙療養ノ給付ヲ受ケ得ヘキ期間ノ最終月日」ノ各欄ハ之ヲ抹消スヘシ
- 四 第四十五條第三項ノ書面ニ依リテ發行スル療養證明書ニ在リテハ「工事又ハ事業場」ノ欄ヲ「共濟組合」ノ欄トシ該共濟組合ノ名稱及所在地ヲ記載スヘシ

大正十五年九月二十日印刷  
大正十五年九月廿五日發行

定價金壹圓

著者 廣 瀨 武 郎

發行者 東京市神田區三崎町二丁目九番地 安 井 作 太 郎

印刷者 東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地 根 本 力 三

印刷所 東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地 株式會社 秀 英 舍

不許  
複製  
健康保險の話

發行所 東京市神田區三崎町二丁目九番地 會社 齒 科 學 報 社

賣捌所 東京市本郷區本富士町二丁目 文 光 堂

同 日本橋區上橫町二ノ一 日 本 齒 科 商 社  
同 本町二ノ六 山 田 齒 科 商 社  
同 神田區山本町七 中 澤 齒 科 器 械 製 造 社  
同 東京市麩屋町二條下ル 森 田 齒 科 商 店 本 店

565  
49



終

